

第3期あま市 子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月
あま市

はじめに

近年の急速な少子化の進行は、社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を及ぼすことが予想されます。また、子ども同士の交流機会の減少等により自主性や社会性が育まれにくくなるなど、子どもの健やかな成長への影響が懸念されています。こうしたことから、全ての子どもや子育て世帯を社会全体で支援し、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進める必要があります。



国においては、令和5年4月1日にこどもまんなか社会の実現に向けてこども家庭庁が発足するとともに、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が施行されました。また、同年12月22日には、こども基本法に基づき子ども政策を総合的に推進するため、こども大綱が閣議決定されました。

本市におきましても、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、令和6年4月1日に「こども家庭センター」を設置して、「子育て世帯訪問支援事業」を開始するとともに、同年7月1日には子育て支援アプリ「子育て応援 あまっこなびあまっこエ〜ル」の配信を開始しました。また、令和8年度に開始される「こども誰でも通園制度」に向け、体制を整備するなど、子育て環境の充実に努めているところです。

このたび、「第2期あま市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため、「第3期あま市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。本計画の基本理念である「安心が広がり 心豊かで思いやりに満ち 子どもの笑顔の花咲くまち あま」のもと、妊娠期からの切れ目のない支援の充実に図り、次代を担う子どもたちを大切に育てるまちづくりを目指してまいります。

最後になりましたが、本計画の策定に当たりまして貴重なご意見、ご審議をいただきました、あま市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和7年3月

あま市長 村上 浩司

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景.....	3
2 計画策定の趣旨.....	4
3 計画の位置づけ.....	5
4 計画の期間.....	6
5 計画の策定体制.....	6

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 あま市の状況.....	11
2 アンケート調査結果からみえる現状.....	22
3 現状・課題の整理.....	34

第3章 計画の基本理念、基本目標

1 基本理念.....	39
2 基本目標.....	40
3 施策の体系.....	42

第4章 施策の展開

基本目標1 子どもの豊かな個性と生きる力を育みます.....	45
基本目標2 家庭における子育てを支援します.....	50
基本目標3 地域における全ての子どもの育ちを支えます.....	57
基本目標4 仕事と子育ての両立を推進します.....	61

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定.....	65
2 人口の見込み.....	65
3 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策.....	66
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策.....	69
5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	90
6 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項.....	90

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の進捗管理.....	93
2 計画の推進.....	93

参考資料

1 あま市子ども・子育て会議条例.....	97
2 策定経過	99
3 あま市子ども・子育て会議委員名簿.....	100



第1章

計画の策定にあたって



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国の厳しい少子化の現状は、1990年（平成2年）のいわゆる「1.57ショック」※1により、社会的に強く認識されるようになりました。

急速な少子高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念され、国は様々な少子化対策に取り組むこととなりました。

1994年（平成6年）には、最初の総合的な少子化対策となる「エンゼルプラン」が策定され、仕事と子育ての両立に向けた雇用環境の整備や、保育所の増設、延長保育、地域子育て支援センターの整備等の保育サービスの拡充などが図られました。

続けて、1999年（平成11年）の「少子化対策推進基本方針」・「新エンゼルプラン」、2001年（平成13年）の「仕事と子育ての両立支援策の方針（待機児童ゼロ作戦等）」等により、子育ての負担を軽減し、子どもを産みたい人が産めるようにするための環境整備に力点を置いて少子化対策が実施されてきましたが、少子化の流れは止まらず、加えて、子育て家庭の孤立、保育所待機児童問題などの子育てに関わる社会的課題が顕在化してきました。

その後も2003年（平成15年）には「次世代育成支援対策推進法」や「少子化社会対策基本法」の制定、内閣府特命担当大臣（青少年育成及び少子化対策担当）の設置など、2000年代に入ってから少子化対策の推進体制が整備されました。

それでもなお、厳しい少子化の進行を背景として、2012年（平成24年）には社会保障・税一体改革の一環として、「子ども・子育て支援法」を始めとする子ども・子育て関連3法が制定され、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指して、2015年（平成27年）4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されました。また、「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村における「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

※1 1989年（平成元年）の合計特殊出生率が1.57と「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった1966年（昭和41年）の合計特殊出生率1.58を下回ったこと

2 計画策定の趣旨

あま市（以下「本市」という。）においては、子ども・子育て関連3法の趣旨を踏まえ、平成27年3月に「あま市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期あま市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い幼児教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実に関わる様々な施策を推進してきました。

近年の国の動向をみると、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。また、令和5年12月には、こども基本法に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

また、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てができる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す「こども未来戦略」（令和5年12月閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6年6月に成立しました。

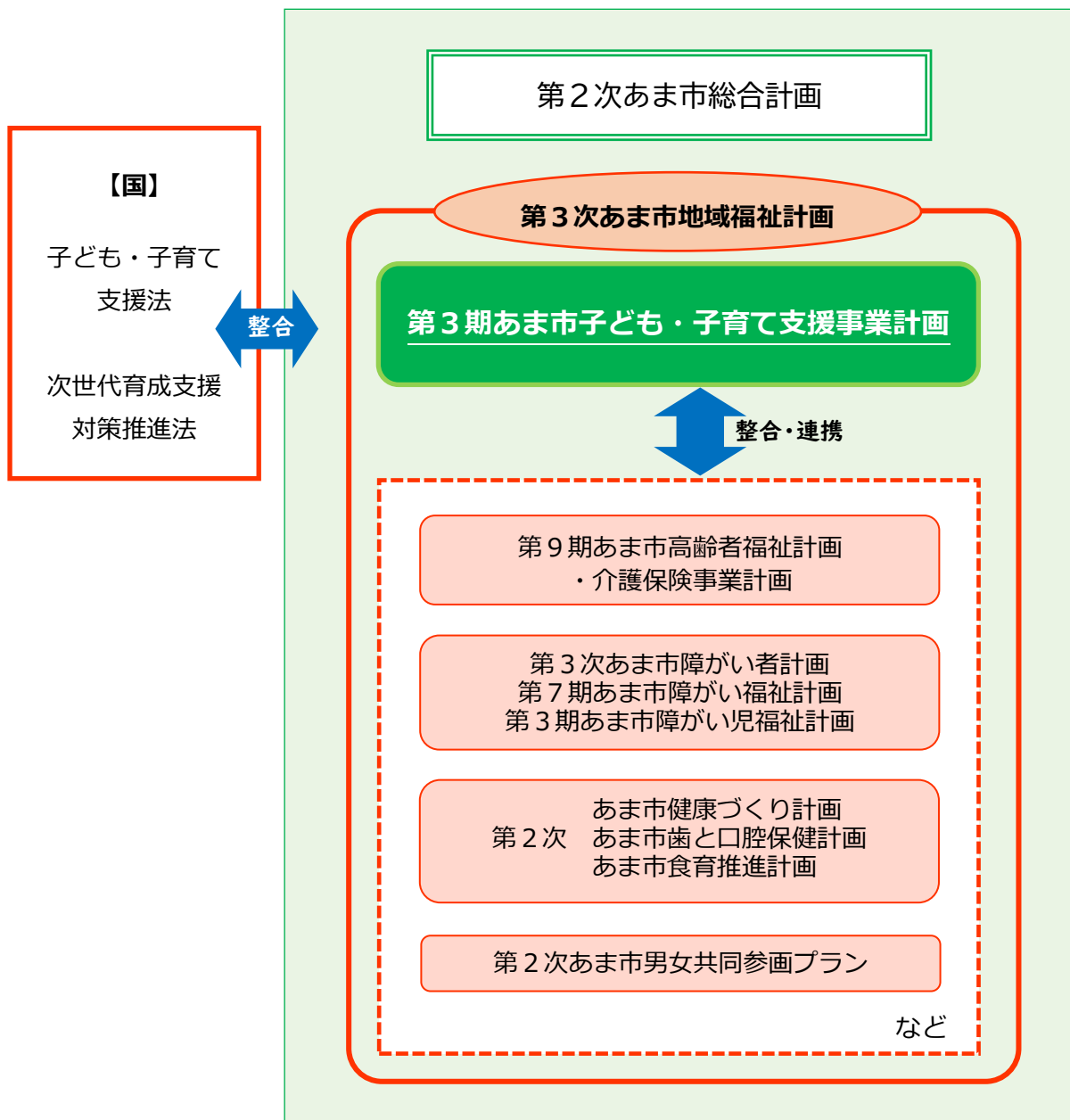
この法改正により、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計が令和7年度に創設され、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度が令和8年度に創設されることになりました（令和10年度までに段階的に導入）。

本市では、令和6年度に「第2期あま市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了を迎えることから、このような社会情勢を踏まえつつ、「第3期あま市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定し、誰もが安心して子どもを産み、子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現に向けて、子育て環境の充実に取り組んでいきます。

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、全ての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による市町村行動計画として策定するとともに、第2次あま市総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。



4 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期あま市子ども・子育て支援事業計画					第3期 あま市子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子育てに関するアンケート調査」を実施し、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などの把握を行いました。

調査対象	①市内在住の就学前の子どもの保護者を無作為抽出 ②市内在住の小学生の子どもの保護者を無作為抽出
調査期間	令和5年11月27日～令和5年12月18日
調査方法	郵送配布・郵送回収及びWEB回答
配布数	①1,500通 ②1,500通
有効回答数	①755通（うち、WEB回答 317通） ②781通（うち、WEB回答 332通）
有効回答率	①50.3%（WEB回答 21.1%） ②52.1%（WEB回答 22.1%）

(2) あま市子ども・子育て会議による審議

本計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「あま市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議・検討を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

計画素案に対する幅広い意見を聴取するため、パブリックコメントを実施しました。



第2章

子ども・子育てを取り巻く現状



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

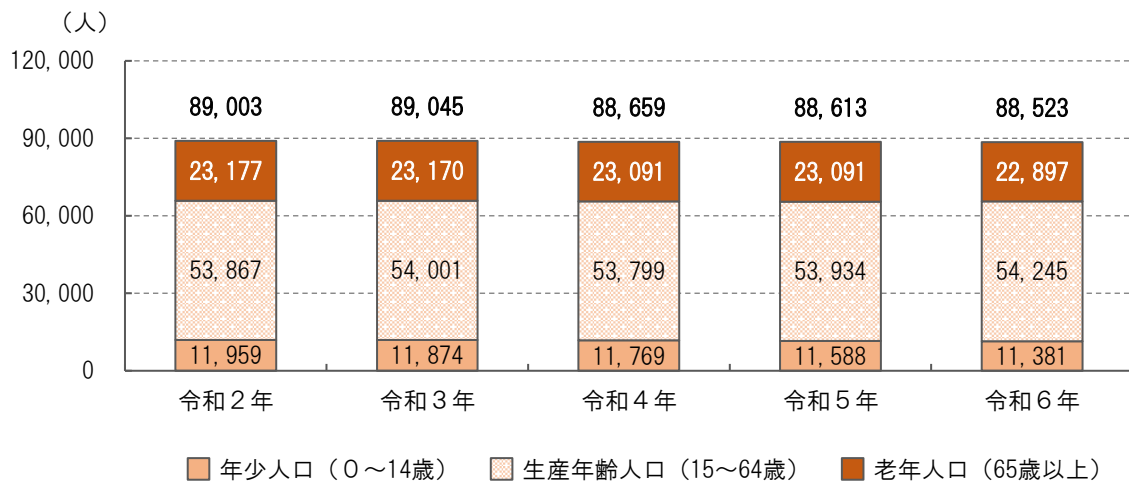
1 あま市の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口の推移をみると、総人口は令和3年をピークにその後は減少に転じ、令和6年は88,523人となっています。

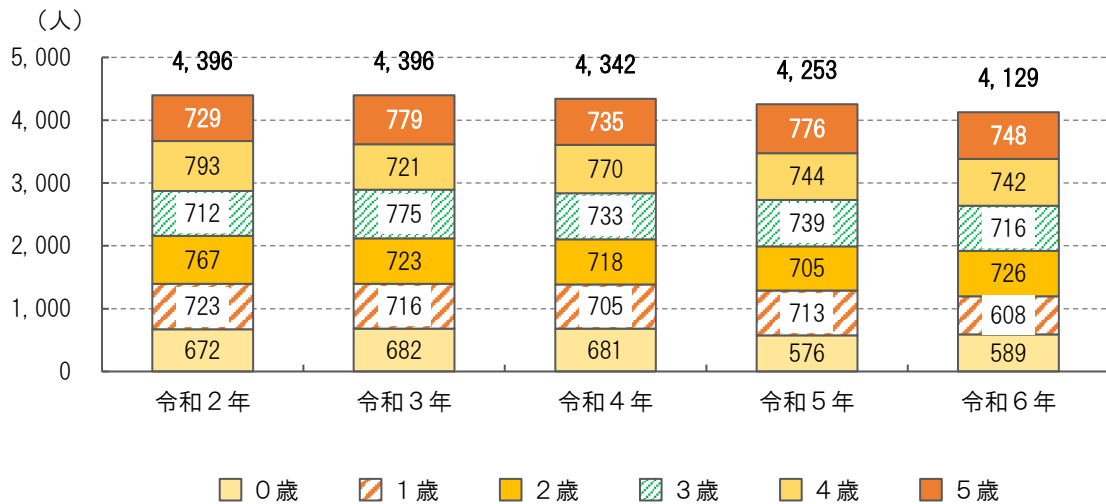
また、年齢3区分別人口は、年少人口（0～14歳）、老年人口（65歳以上）はともに減少し、生産年齢人口（15～64歳）は、増減はあるものの横ばい傾向で推移しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

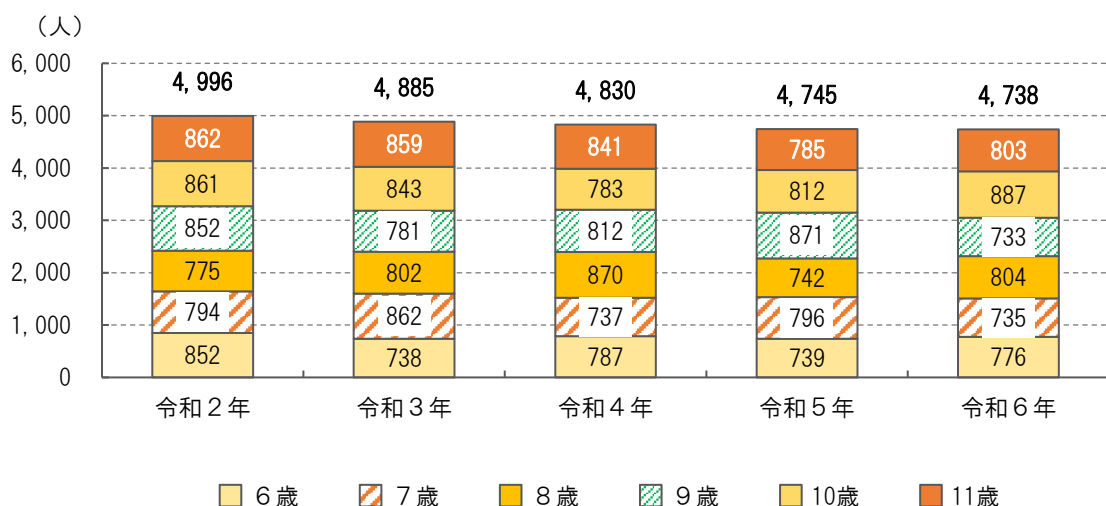
本市の就学前児童数の推移をみると、0歳から5歳は減少傾向にあり、令和6年では4,129人となっています。また、年齢別にみると、0歳と1歳の減少割合が高く、令和2年に比べ令和6年は1割以上減少しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本市の就学児童数の推移をみると、6歳から11歳は減少傾向にあり、令和6年では4,738人となっています。

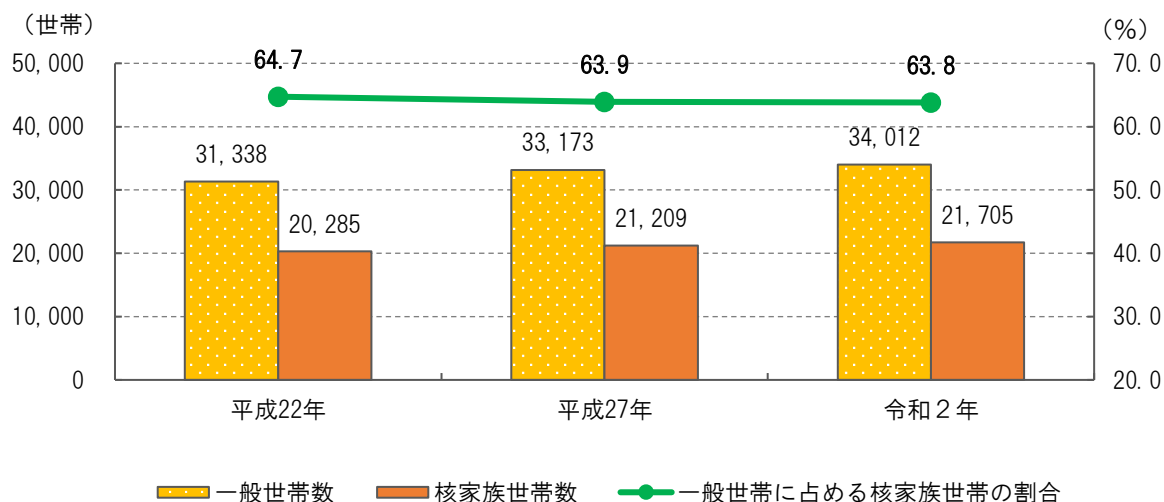


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の推移

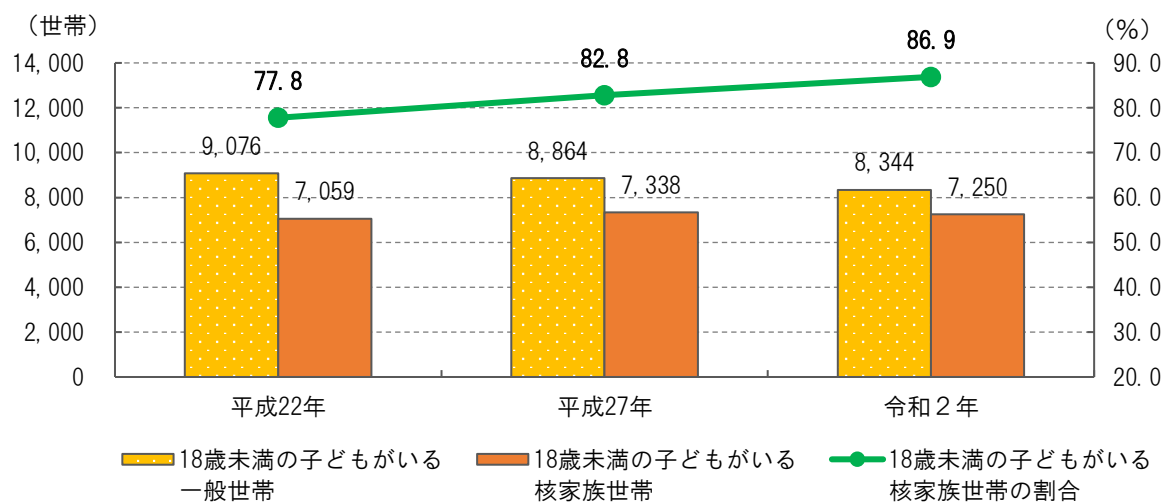
本市の一般世帯数・核家族世帯数はともに増加しており、令和2年では一般世帯数は34,012世帯、そのうちの63.8%が核家族世帯（21,705世帯）となっています。



資料：国勢調査

② 18歳未満の子どもがいる世帯の推移

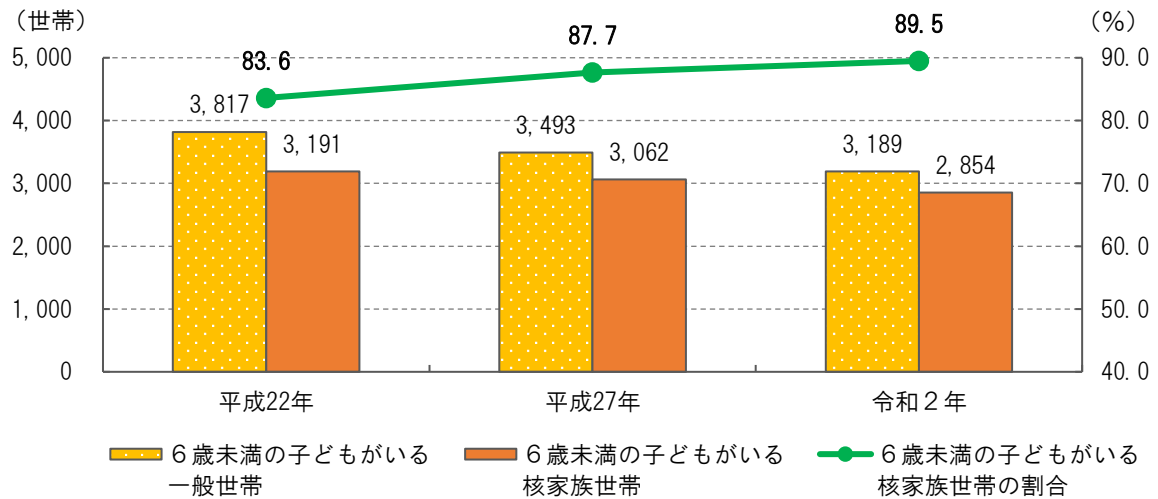
本市の18歳未満の子どもがいる世帯の推移をみると、一般世帯数は大きく減少しているものの、核家族世帯数は増減ありの横ばい傾向となっています。そのため、一般世帯に占める核家族世帯の割合は、平成22年の77.8%に比べ令和2年は86.9%と大きく増加しています。



資料：国勢調査

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の推移

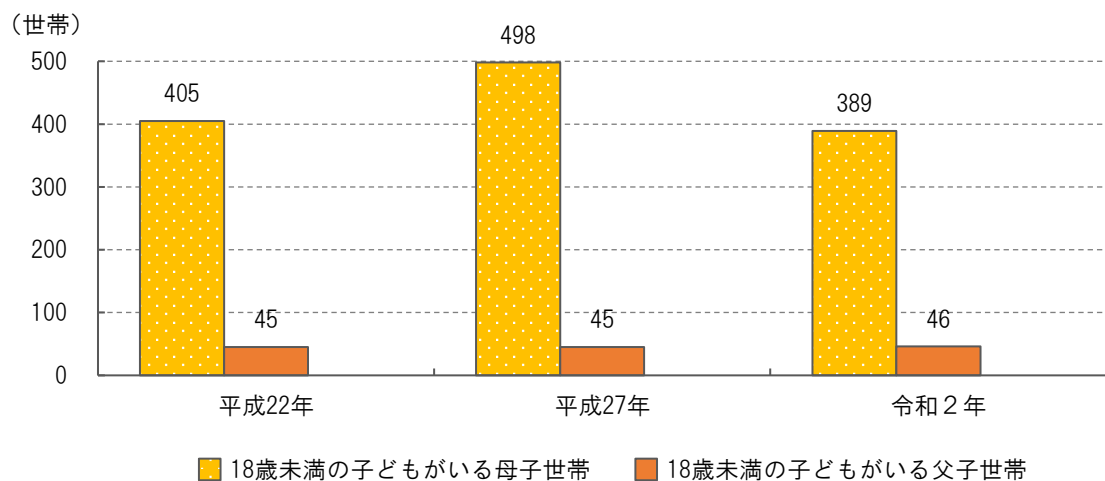
本市の6歳未満の子どもがいる世帯の推移をみると、一般世帯数・核家族世帯数ともに大きく減少しています。令和2年の一般世帯は3,189世帯、そのうちの89.5%が核家族世帯（2,854世帯）となっています。



資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移をみると、母子世帯は平成22年から平成27年にかけて増加し、その後は減少しています。父子世帯は横ばいで推移しています。

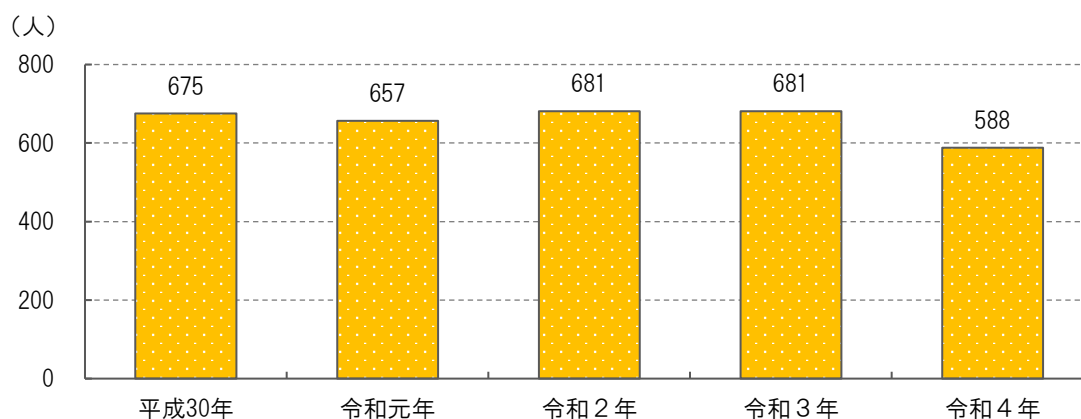


資料：国勢調査

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

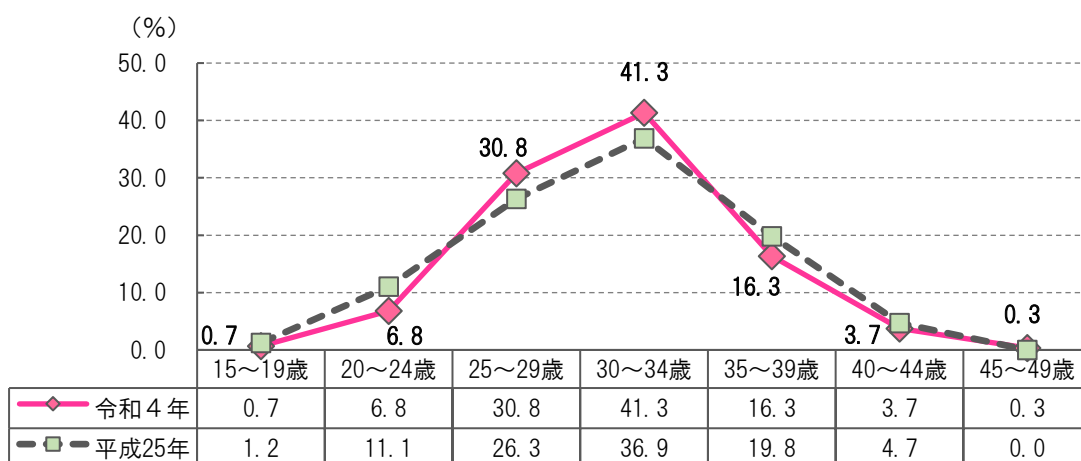
本市の出生数は増減しながら600人台後半で推移していましたが、令和4年は588人と減少しています。



資料：愛知県衛生年報

② 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本市の母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、令和4年には30～34歳が41.3%と最も高くなっています。また、25～34歳の出生率は平成25年より高くなっています。

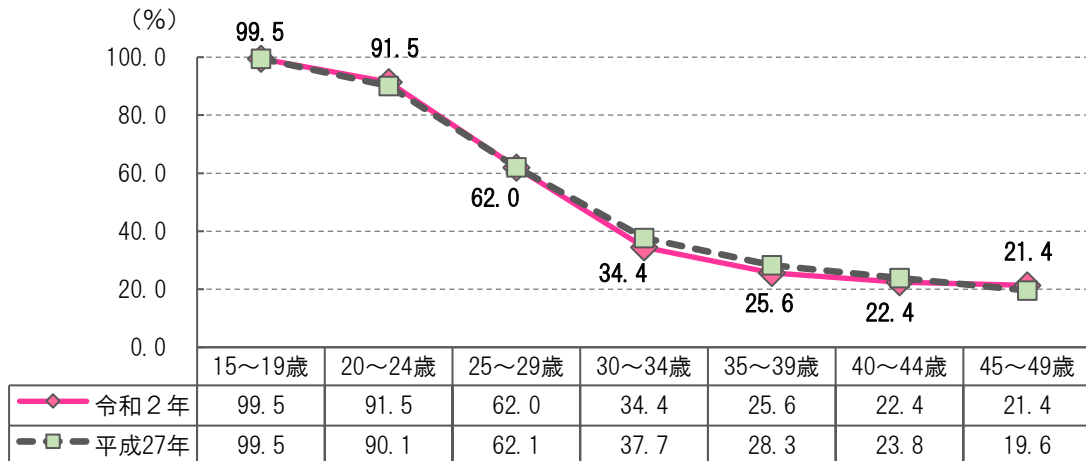


資料：愛知県衛生年報

(4) 未婚・結婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

本市の年齢別未婚率は、25～34歳で大きく減少しています。また、令和2年の30～34歳の未婚率は平成27年より3ポイント以上低くなっています。

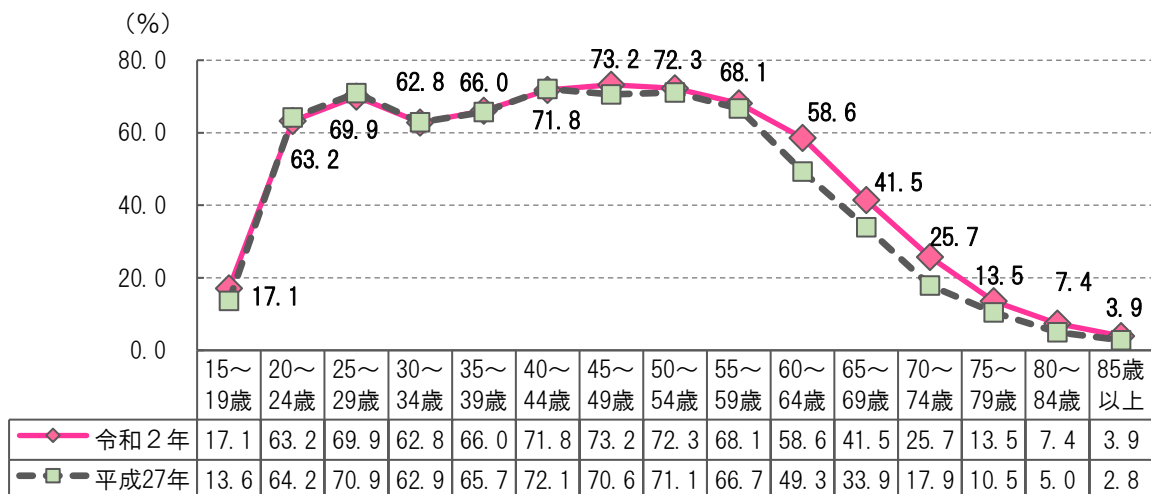


資料：国勢調査

(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

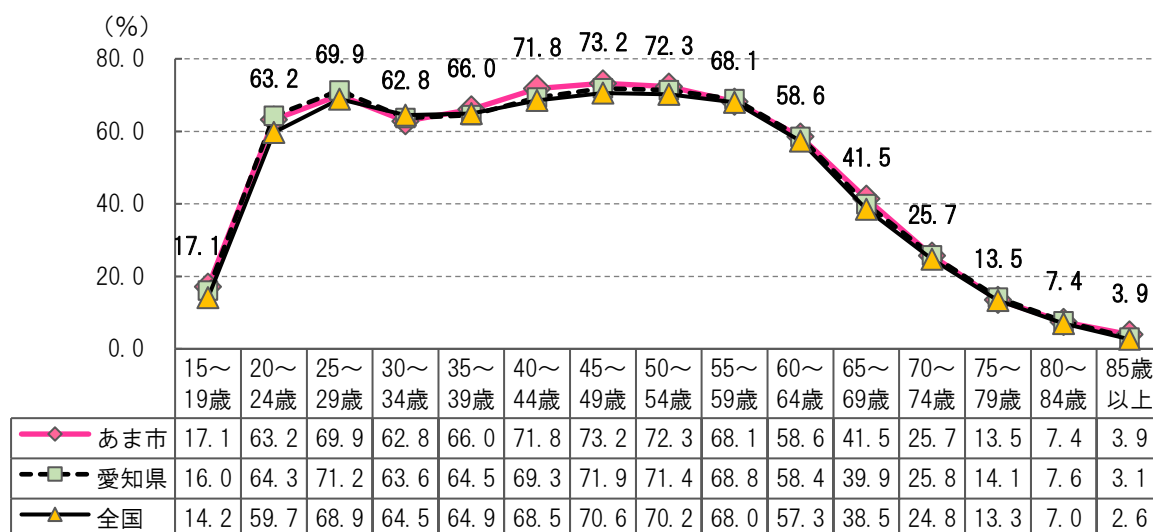
本市の女性の年齢別就業率は、出産・子育てによる30歳代の落ち込みがあり、いわゆるM字カーブを描いていますが、そのカーブは緩やかです。また、平成27年との比較ではM字カーブに大きな差はないものの、45歳以上の就業率は令和2年が高くなっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率の推移（全国・県比較）

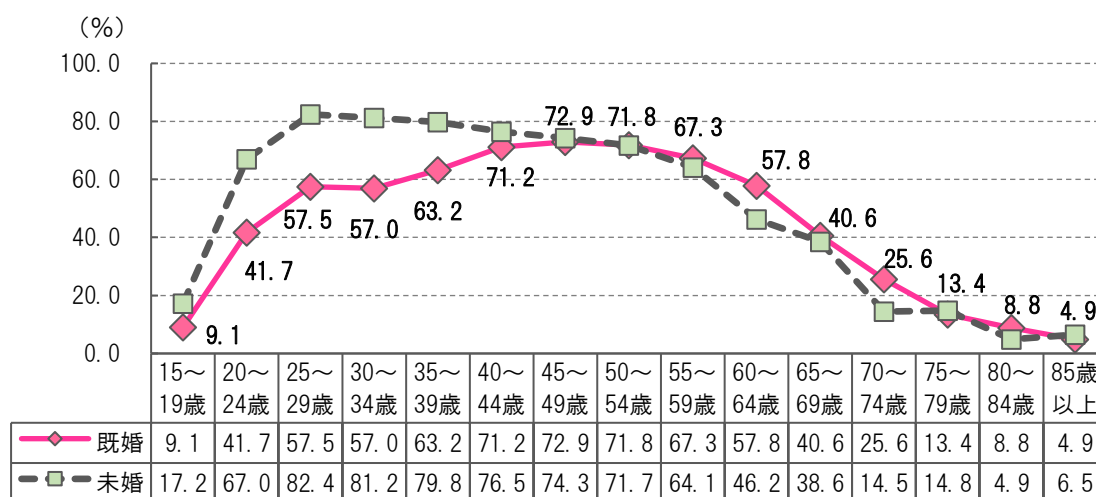
本市の令和2年の女性の年齢別就業率の推移をみると、35～54歳は全国・県よりやや高い割合となっています。



資料：国勢調査（令和2年）

③ 女性の年齢別就業率の推移（既婚・未婚比較）

本市の令和2年の女性の既婚・未婚別就業率の推移をみると、20～39歳では既婚と未婚で大きな差があるものの、40歳以上では差が小さくなっています。

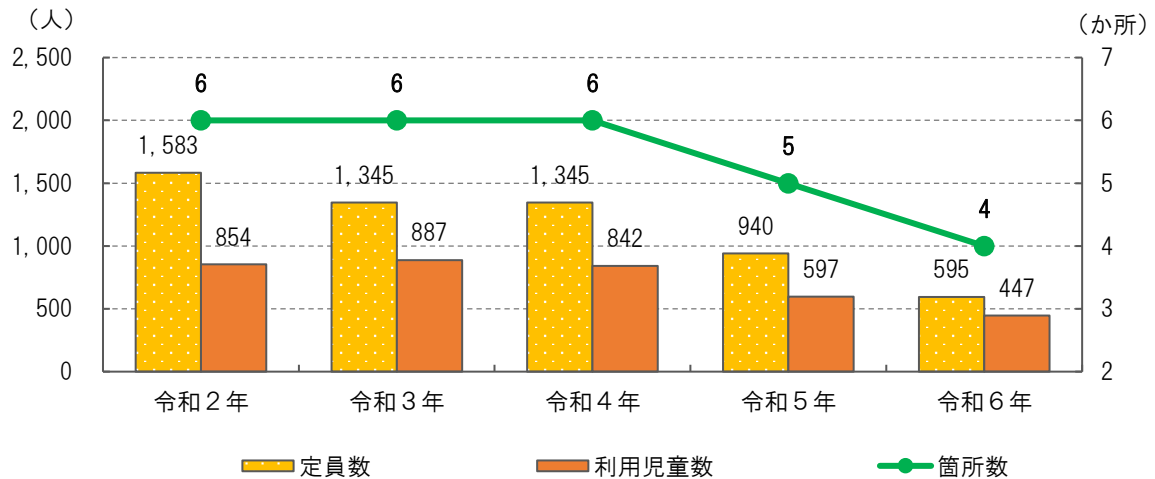


資料：国勢調査（令和2年）

(6) 教育・保育サービス等の状況

① 幼稚園の状況

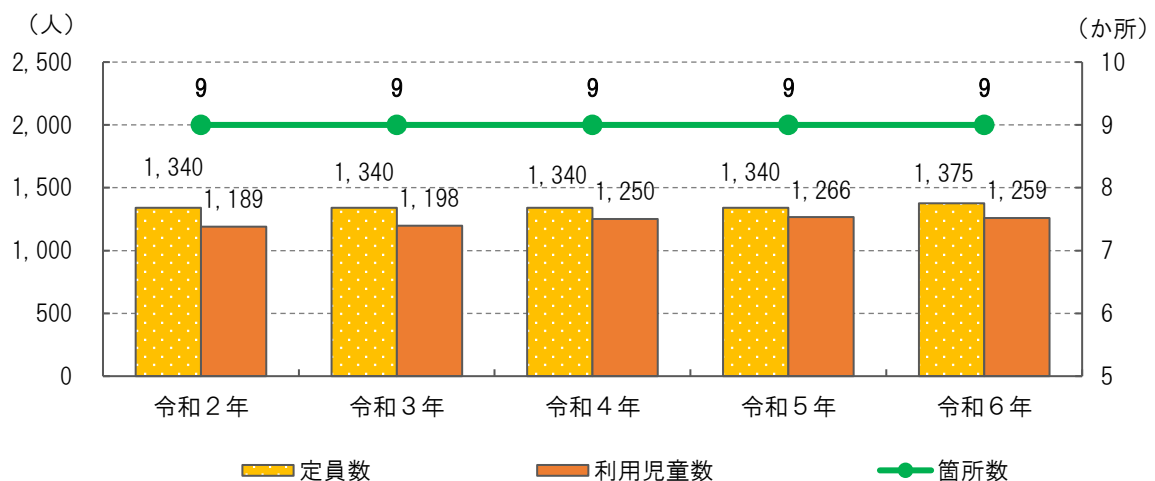
本市の幼稚園数は認定こども園への移行にともない、令和5年は5か所、令和6年は4か所と減少しています。そのため、定員数及び利用児童数も減少し、令和6年の利用児童数は447人となっています。



資料：市の統計（各年4月1日現在）

② 保育園の状況

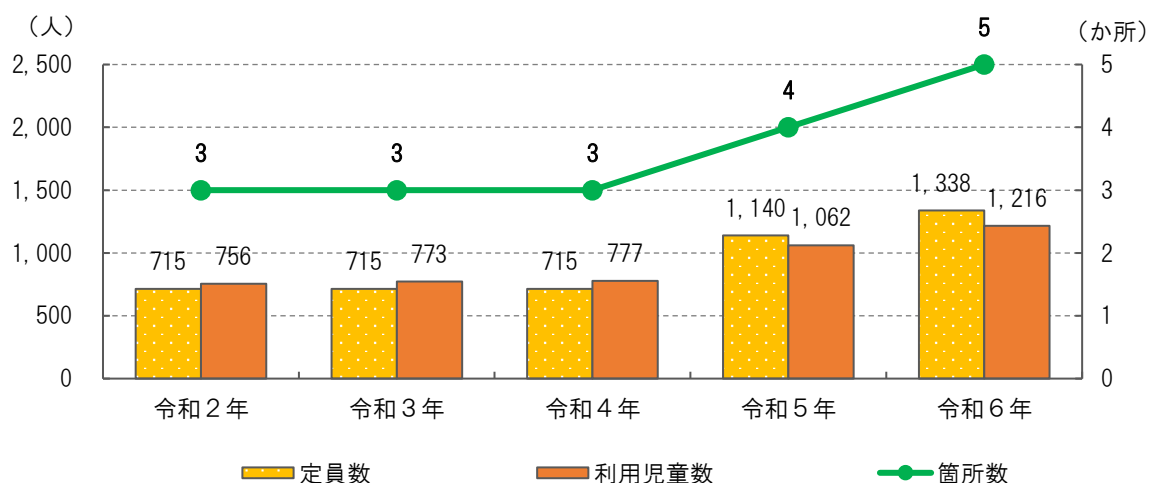
本市の保育園の状況をみると、令和2年以降、定員数・利用児童数・箇所数ともに大きな変化はなく、令和6年は9か所1,375人の定員となり、1,259人が利用しています。



資料：市の統計（各年4月1日現在）

③ 認定こども園の状況

本市の認定こども園数は、令和5年は4か所、令和6年は5か所と増えています。そのため、定員数及び利用児童数も増加し、令和6年の利用児童数は1,216人となっています。

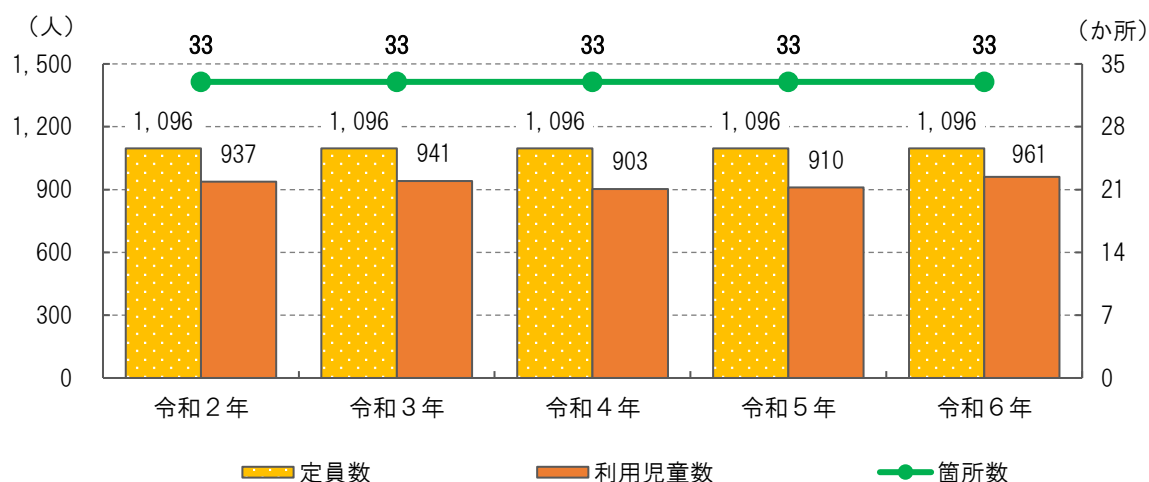


資料：市の統計（各年4月1日現在）

(7) 放課後児童クラブの状況

① 放課後児童クラブの状況

本市の放課後児童クラブの状況をみると、令和2年以降、定員数・箇所数ともに変化はなく、33か所1,096人の定員で推移しています。利用児童数は、令和4年に大きく減少しましたが、令和5年以降は増加しており、令和6年では961人となっています。

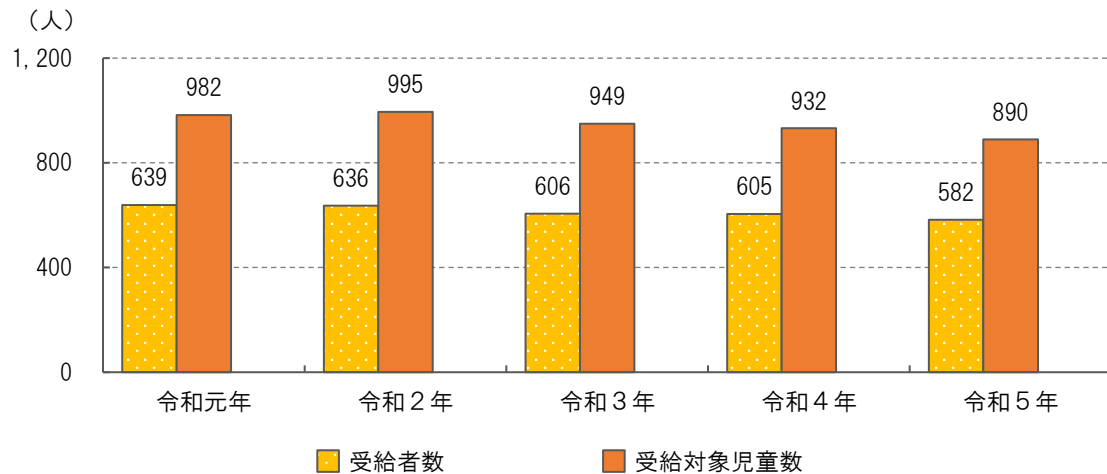


資料：市の統計（令和2年は7月1日現在、令和3年以降は5月1日現在）

(8) その他の状況

① 児童扶養手当受給者数の推移

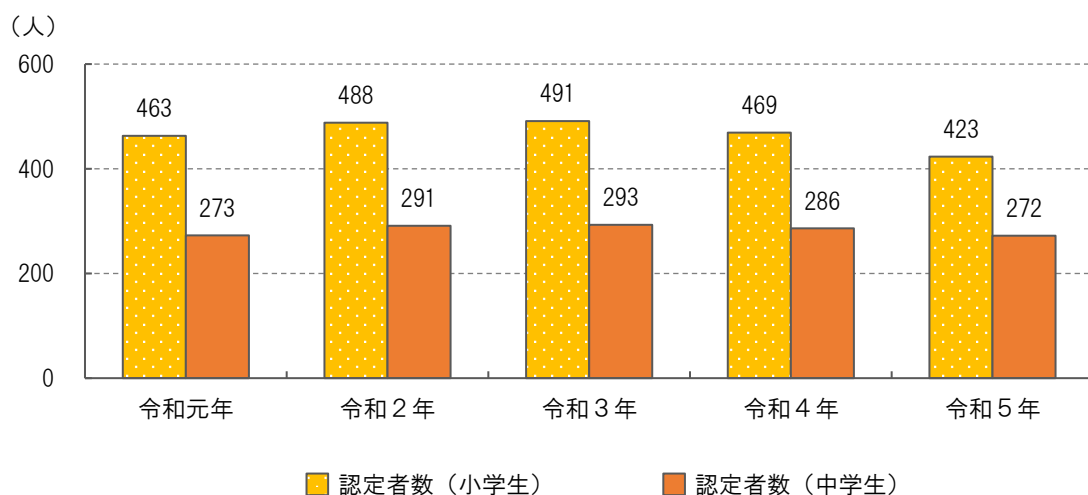
本市の児童扶養手当の受給者数・受給対象児童数はともに減少傾向にあり、令和5年では受給者数が582人、受給対象児童数が890人となっています。



資料：市の統計（各年3月31日現在）

② 就学援助認定者数の推移

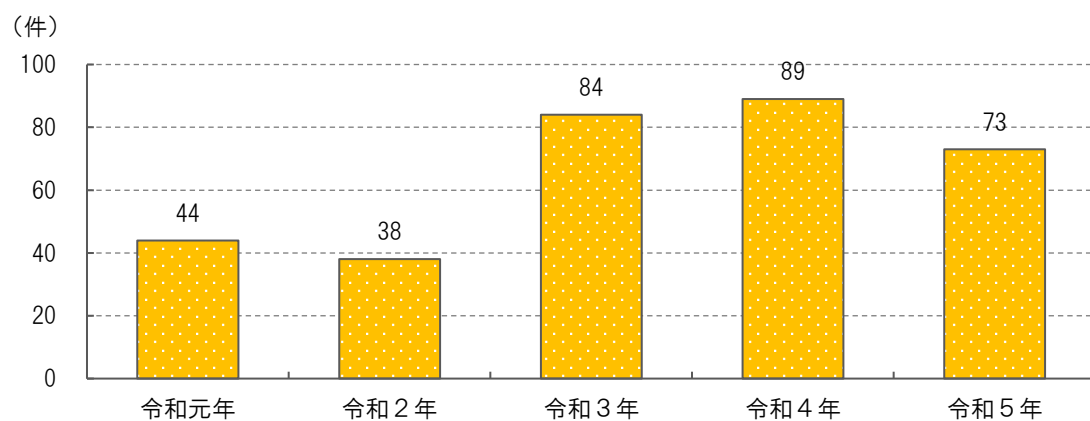
本市の就学援助認定者数は、小学生・中学生ともに令和3年までは増加傾向でしたが、その後は減少に転じ、令和5年では小学生が423人、中学生が272人となっています。



資料：市の統計（各年3月31日現在）

③ いじめ認知件数の推移

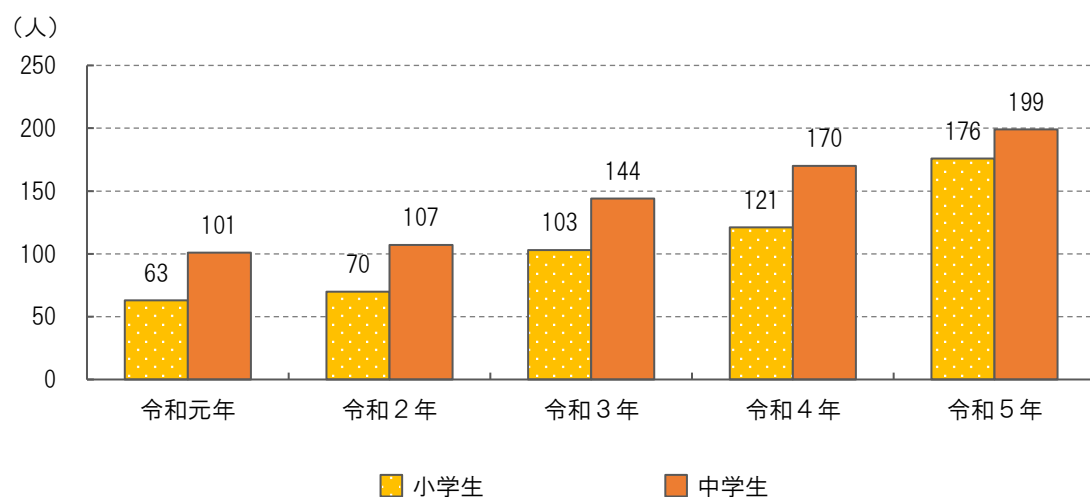
本市のいじめ認知件数は令和2年から令和3年にかけて大幅に増加し、その後は80件前後で推移しています。



資料：市の統計（各年3月31日現在）

④ 不登校児童・生徒数の推移

本市の不登校児童・生徒数は年々増加しています。令和5年では小学生が176人、中学生が199人となり、小学生は令和元年の2.8倍、中学生は約2倍に増加しています。

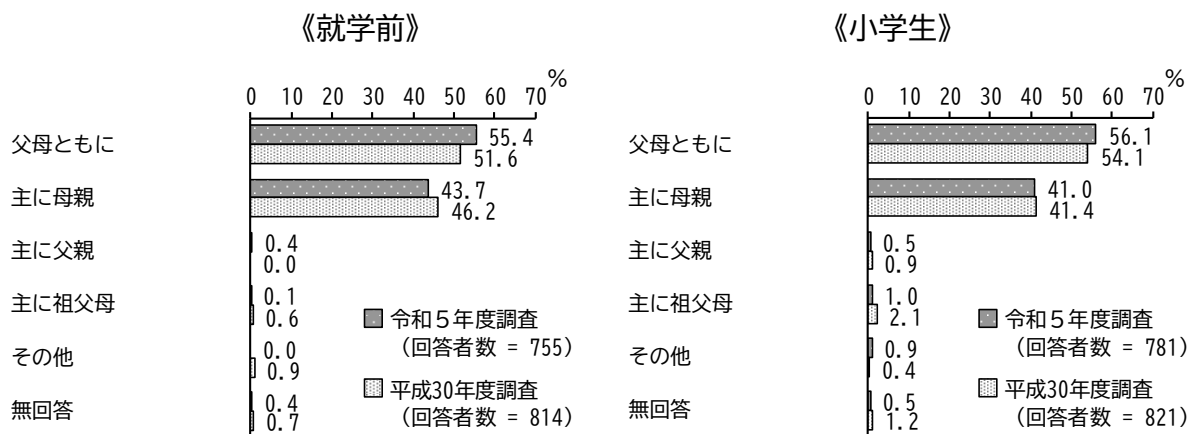


資料：市の統計（各年3月31日現在）

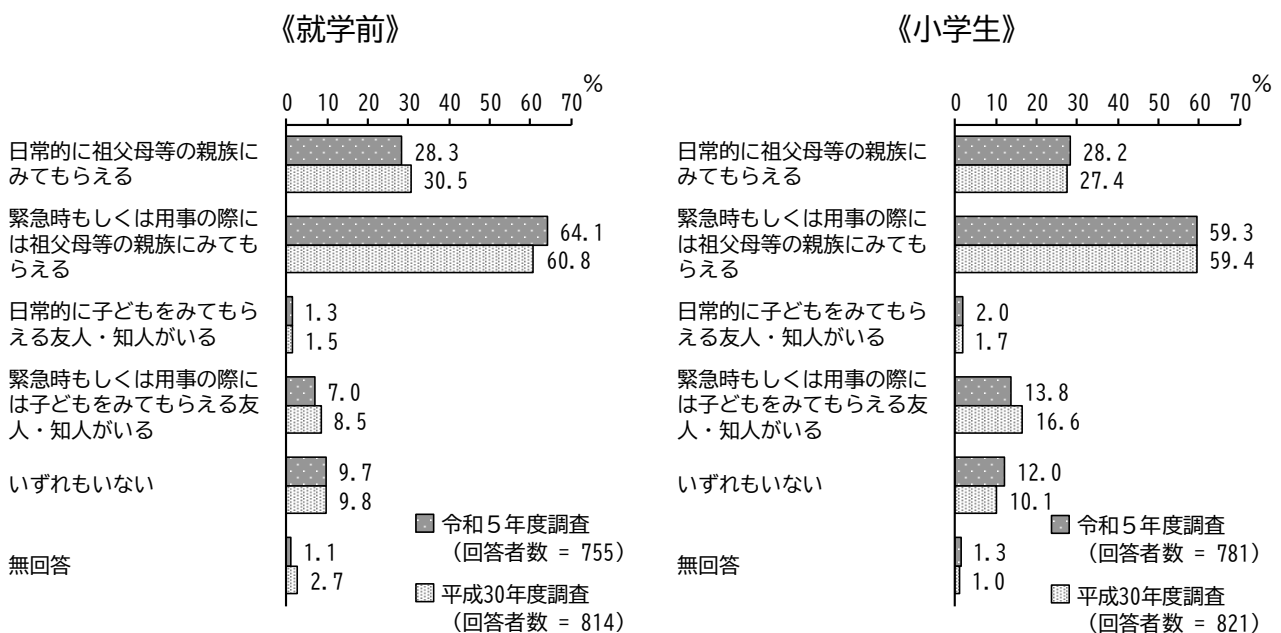
2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 子育て家庭の状況

家庭における子育て（教育を含む）を主に行っているのは、就学前・小学生ともに「父母ともに」が5割半ばと最も高くなっています。また、平成30年度調査より就学前・小学生ともに、「父母ともに」と回答した父母が協力して子育てをしている家庭は増加しています。

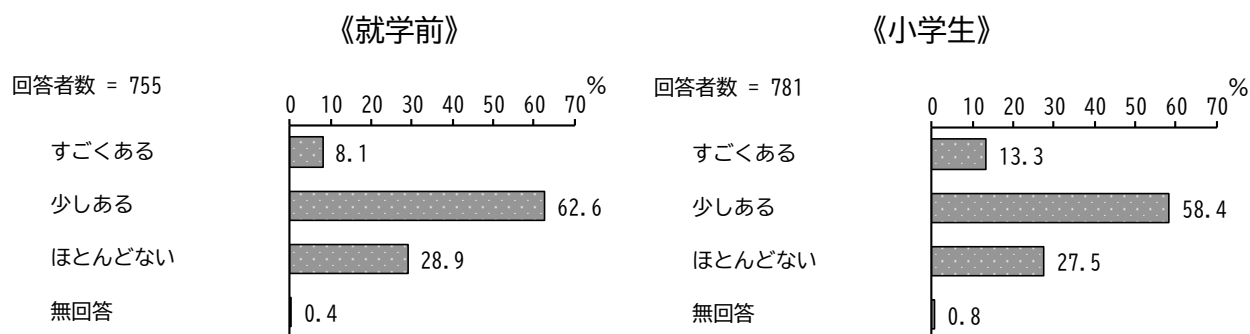


子どもをみてもらえる親族・知人の状況は、就学前・小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が6割前後と最も高くなっています。一方、「いずれもない」は就学前では9.7%、小学生では12.0%となり、小学生は平成30年度調査より増加しています。



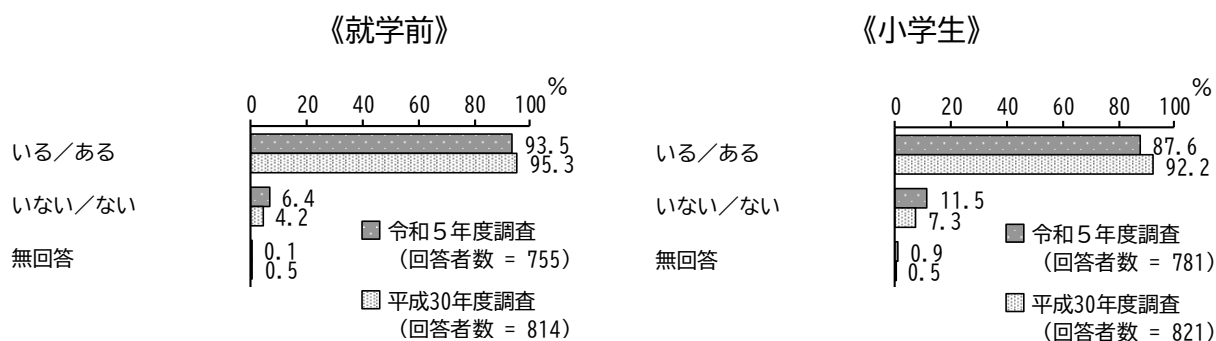
(2) 不安や悩みの有無と相談の状況

子育てをしているうえでの不安や悩みの状況は、就学前・小学生の6割前後が「少しある」と回答しています。



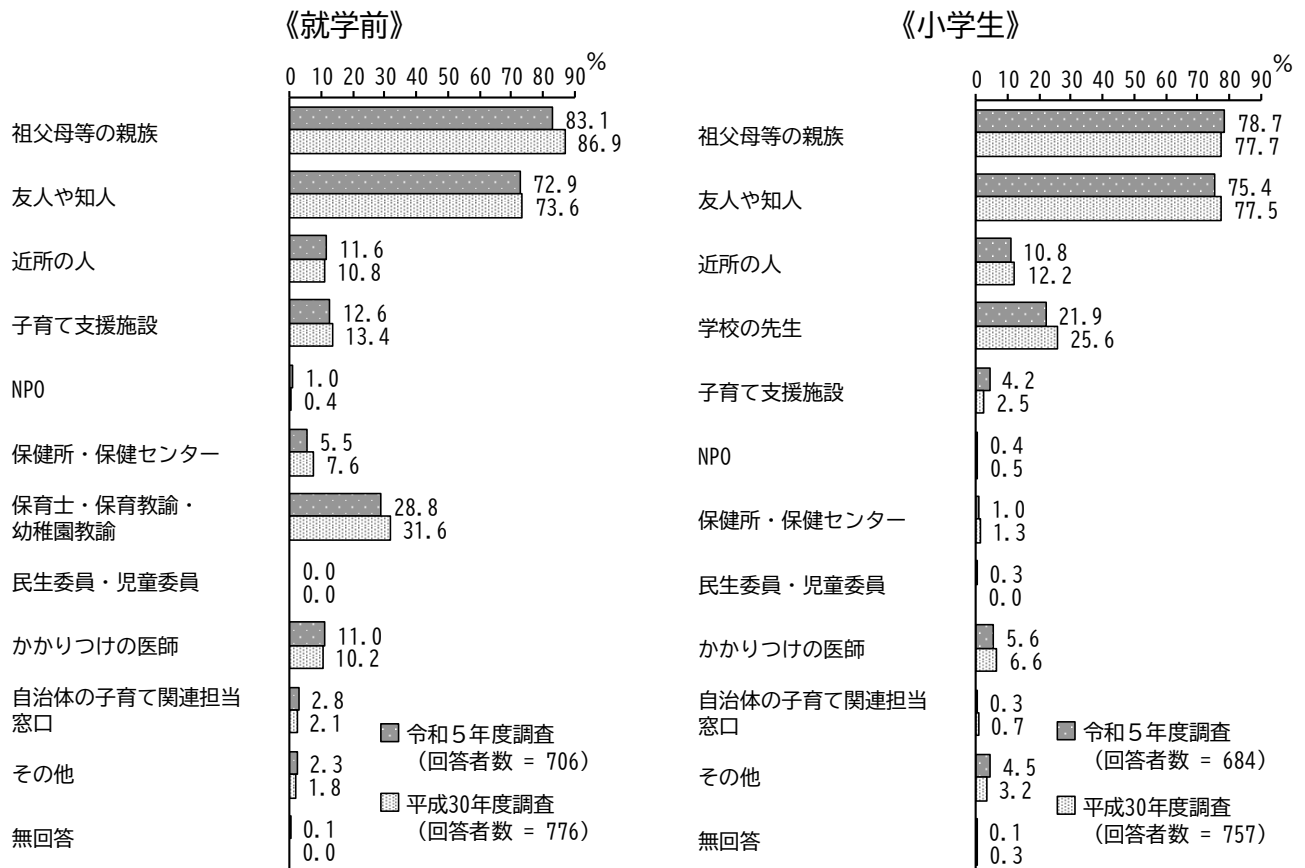
気軽に相談できる人や相談できる場所の有無をみると、就学前・小学生の9割前後が「いる／ある」と回答しています。

一方、「いない／ない」は就学前では6.4%、小学生では11.5%となり、ともに平成30年度調査より微増しています。



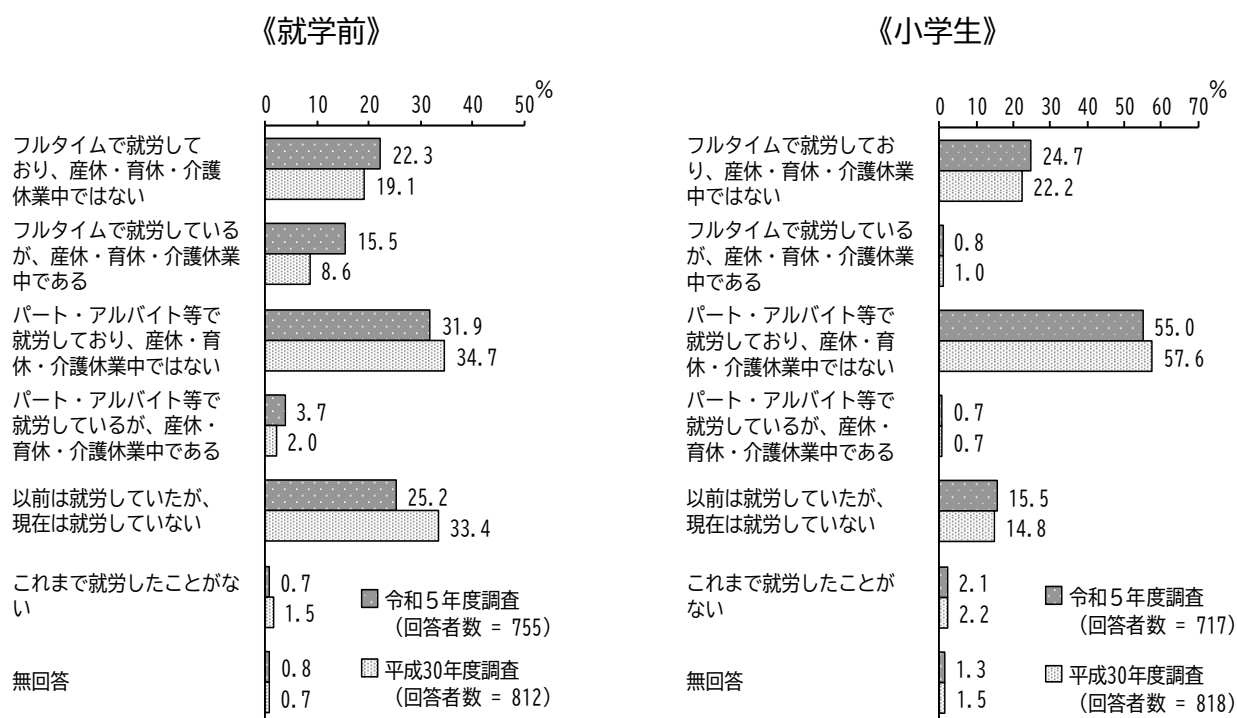
子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は就学前・小学生ともに「祖父母等の親族」「友人や知人」が大半を占めています。

また、就学前では1割以上が「子育て支援施設」をあげていますが、それ以外の公的機関は1割未満となっています。

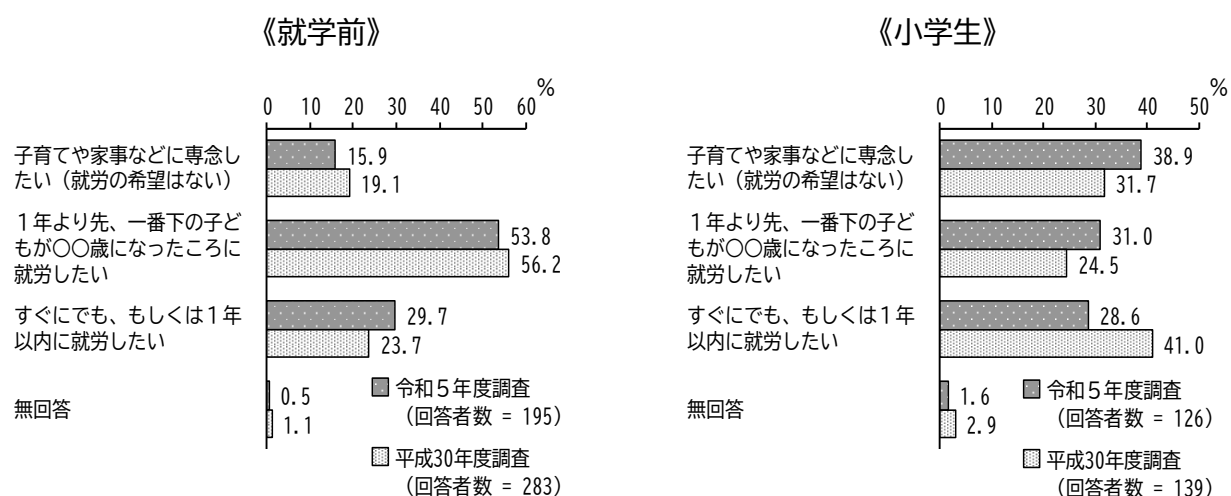


(3) 母親の就労状況

就労している母親（休業中含む）は、就学前では7割強、小学生では8割強となっています。また、平成30年度調査より就労している母親は、就学前では9.0ポイント増加していますが、小学生では大きな変化はありません。



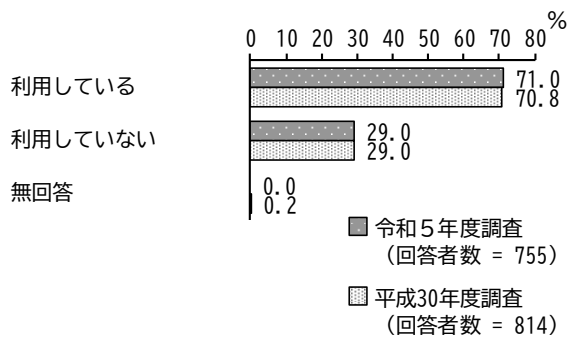
現在就労していないが、今後の就労を希望する母親は、就学前では8割強、小学生では6割弱となっています。また、平成30年度調査より、就学前では「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」母親が増加しています。



(4) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を約7割が利用しています。利用割合は、平成30年度調査と大きな差はありません。

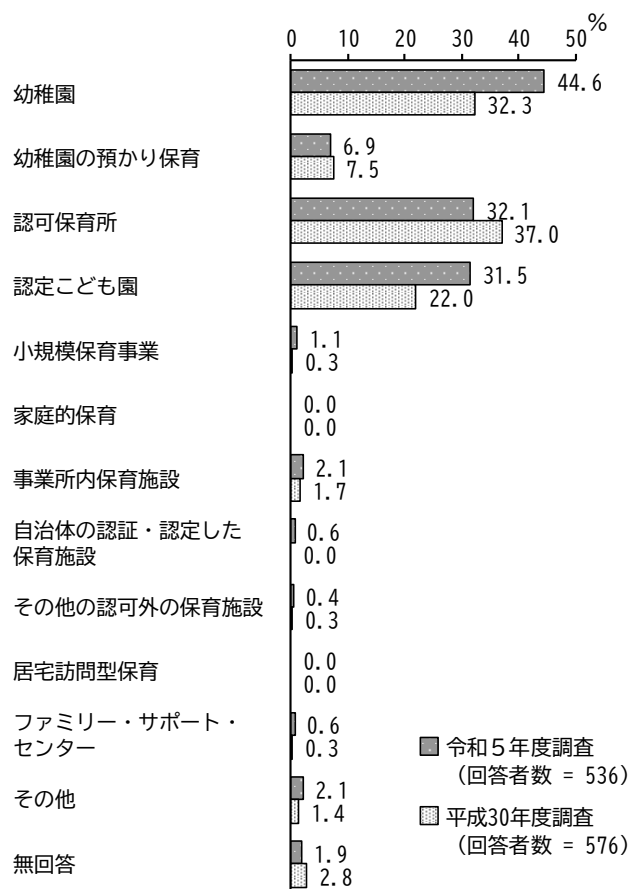
また年齢別にみると、「利用している」0歳は1.6%、1歳は24.3%ですが、2歳から利用割合は高くなります。



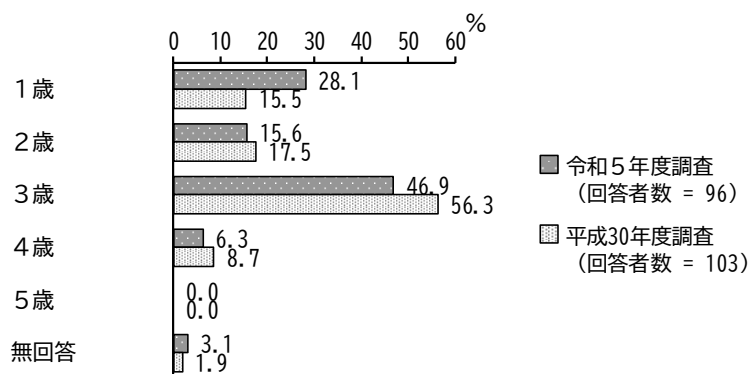
区分	回答者数 (件)	利用 している	利用して いない
全 体	755	71.0	29.0
0 歳	64	1.6	98.4
1 歳	107	24.3	75.7
2 歳	116	62.1	37.9
3 歳	117	79.5	20.5
4 歳	128	98.4	1.6
5 歳	119	100.0	—
6 歳	95	100.0	—

利用している「定期的な教育・保育の事業」は、「幼稚園」が44.6%、次いで「認可保育所」が32.1%、「認定こども園」が31.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「幼稚園」「認定こども園」の割合が増加しています。

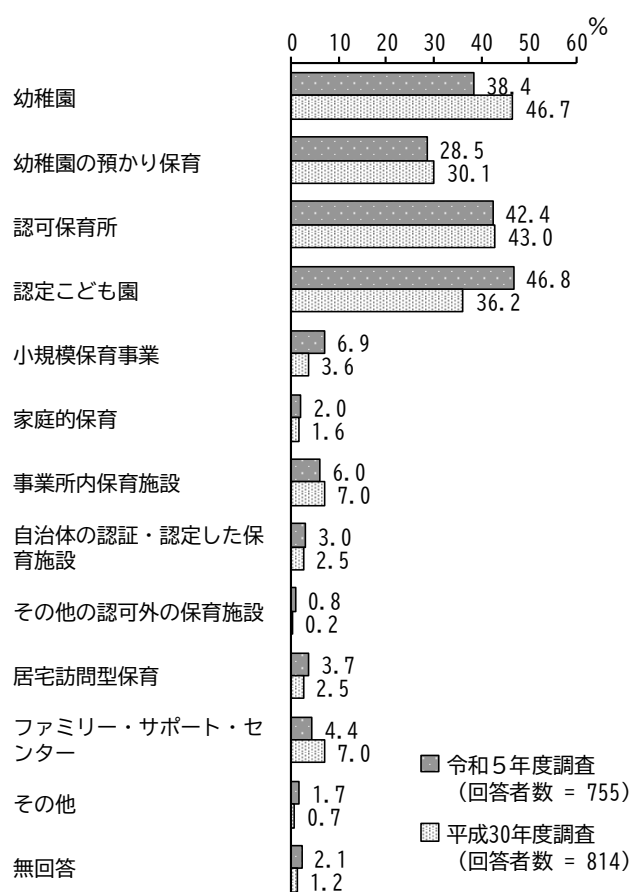


子どもがまだ小さいため事業を利用していないと回答した方が、利用を開始したい子どもの年齢は、「3歳」が4割強と最も高くなっています。また、平成30年度調査より「1歳」の利用希望が大幅に増加しています。



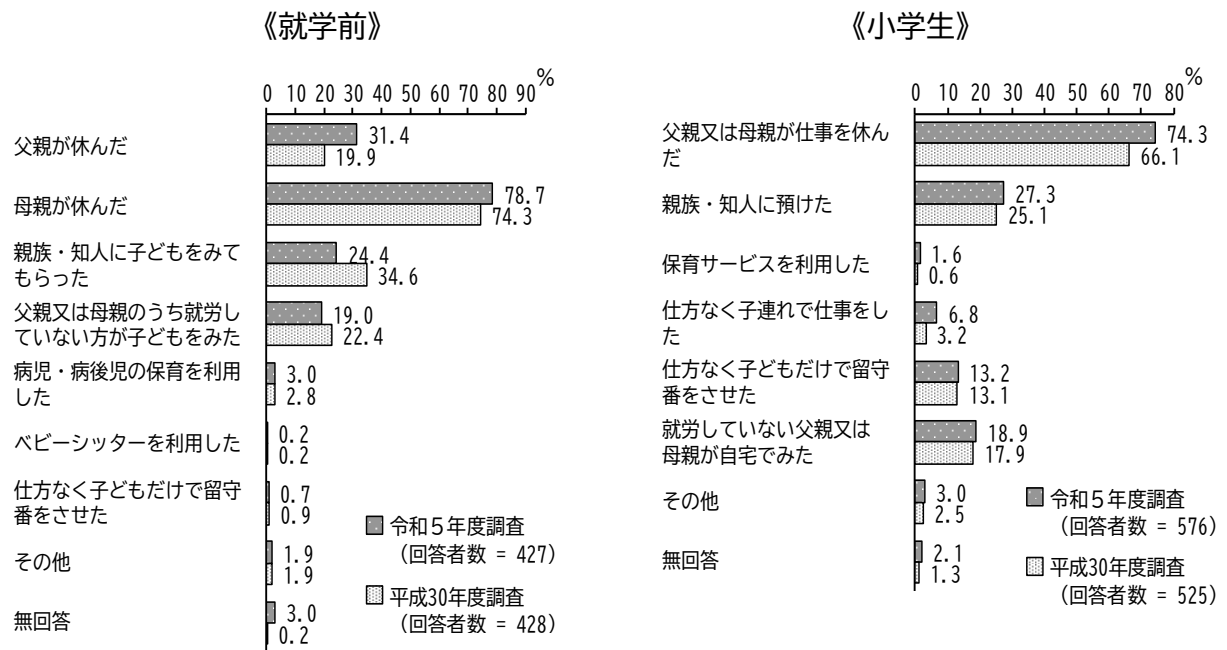
現在の利用状況にかかわらず、平日に定期的に利用したい教育・保育の事業は、「認定こども園」が46.8%と最も高く、次いで「認可保育所」が42.4%、「幼稚園」が38.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「認定こども園」の割合が増加しています。一方、「幼稚園」の割合が減少しています。

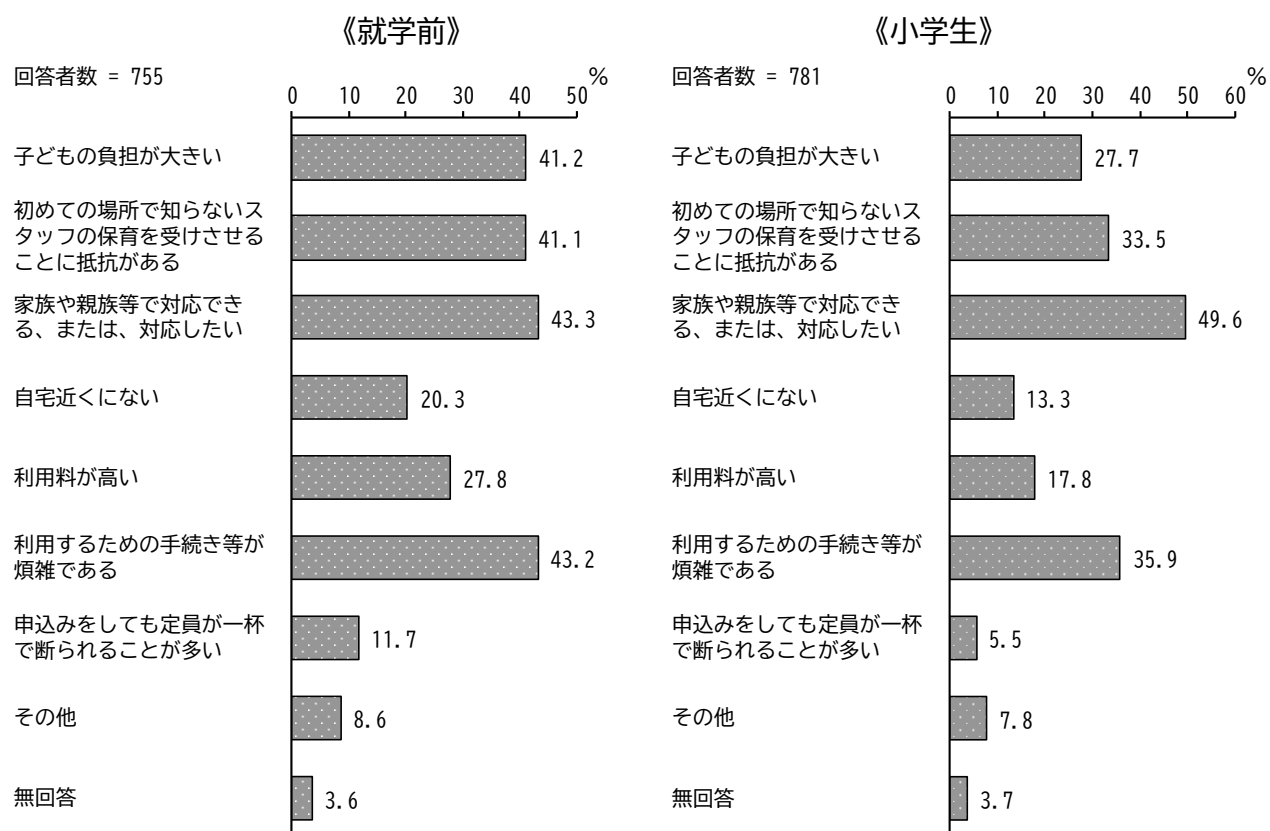


(5) 病気の際の対応

病気の際の対応は、就学前・小学生ともに父親や母親が休んで対応した割合が高くなっています。就学前では、「父親が休んだ」が平成30年度調査より大幅に増加しています。

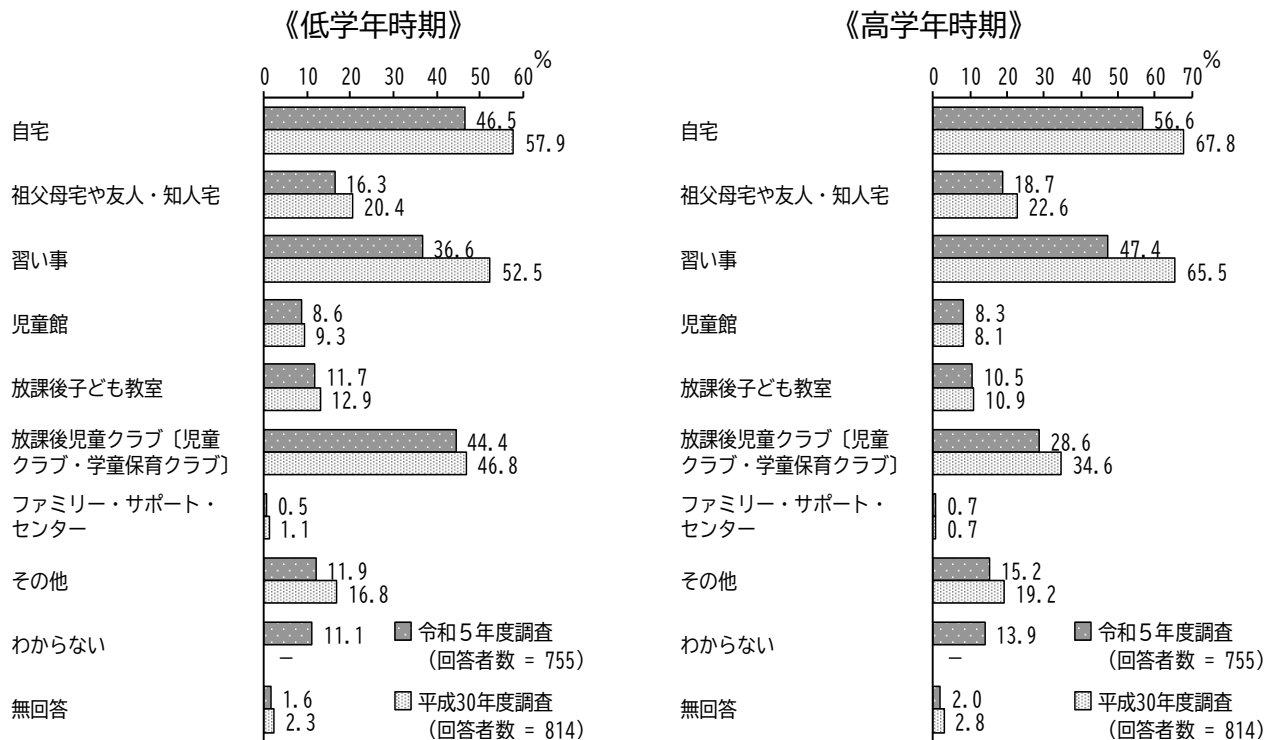


利用の有無にかかわらず、病児・病後児保育について感じていることは、就学前・小学生ともに「家族や親族等に対応できる、または、対応したい」が最も高く、次いで「利用するための手続き等が煩雑である」となっています。



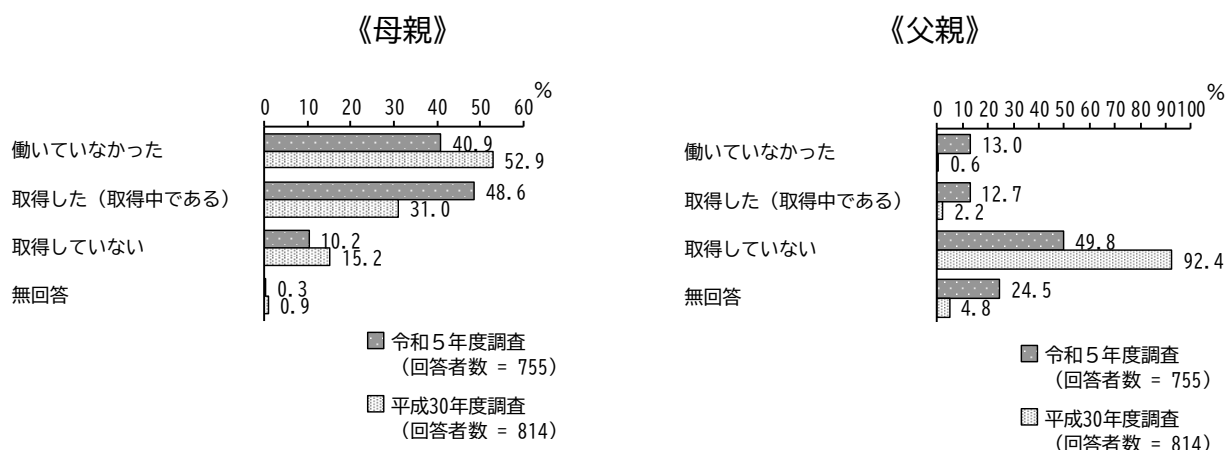
（６）小学校就学後の放課後の過ごし方の希望

小学校就学後の放課後の過ごし方の希望は、低学年・高学年時期ともに「自宅」が最も高くなっています。また、「放課後児童クラブ〔児童クラブ・学童保育クラブ〕」の希望は、低学年時期は44.4%、高学年時期は28.6%となり、平成30年度調査より減少しています。



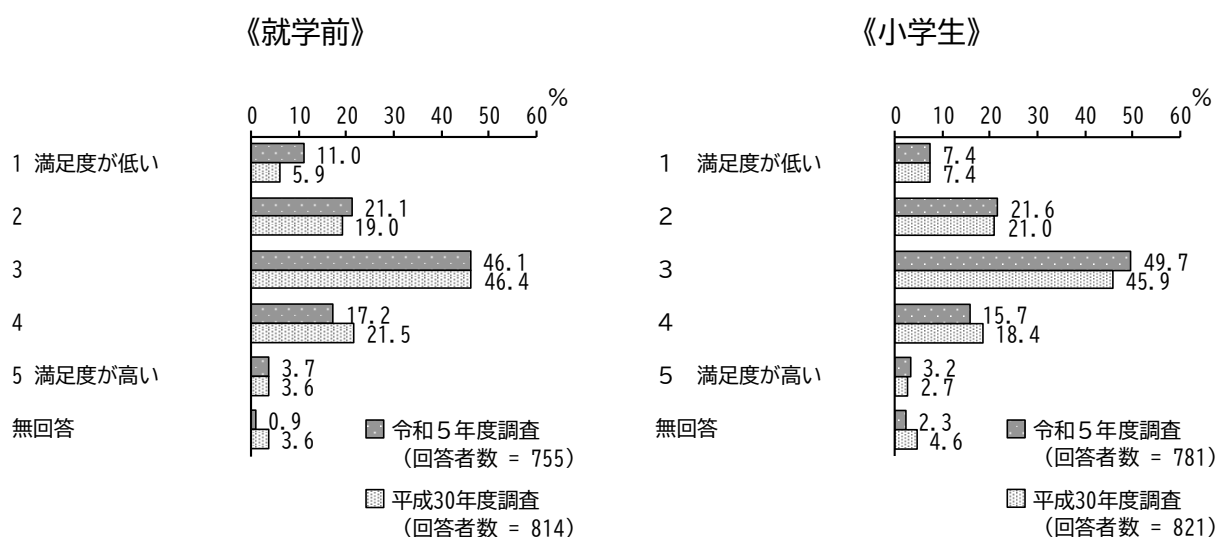
（７）育児休業制度の利用状況

育児休業の取得状況は、母親では5割弱、父親では1割強となり、平成30年度調査より大幅に増加しています。



（８）あま市の子育て環境や支援の満足度

本市の子育て環境や支援の満足度は、就学前・小学生ともに「3」が最も高くなっています。また、満足度が高い「4」と「5」の合計は、就学前・小学生ともに平成30年度調査より減少しています。



子育て環境に関する項目のうち、「そう思う」と「ややそう思う」をあわせた“そう思う”は、就学前では『④子育ての相談体制が充実している』が最も高く、一方、『⑥子育てに伴う経済的支援が充実している』が最も低くなっています。

《就学前》

【令和5年度調査】

回答者数 = 755

①妊娠中の健康づくり支援が充実している

②子どもの健康づくり支援が充実している

③子育てに必要な情報が提供されている

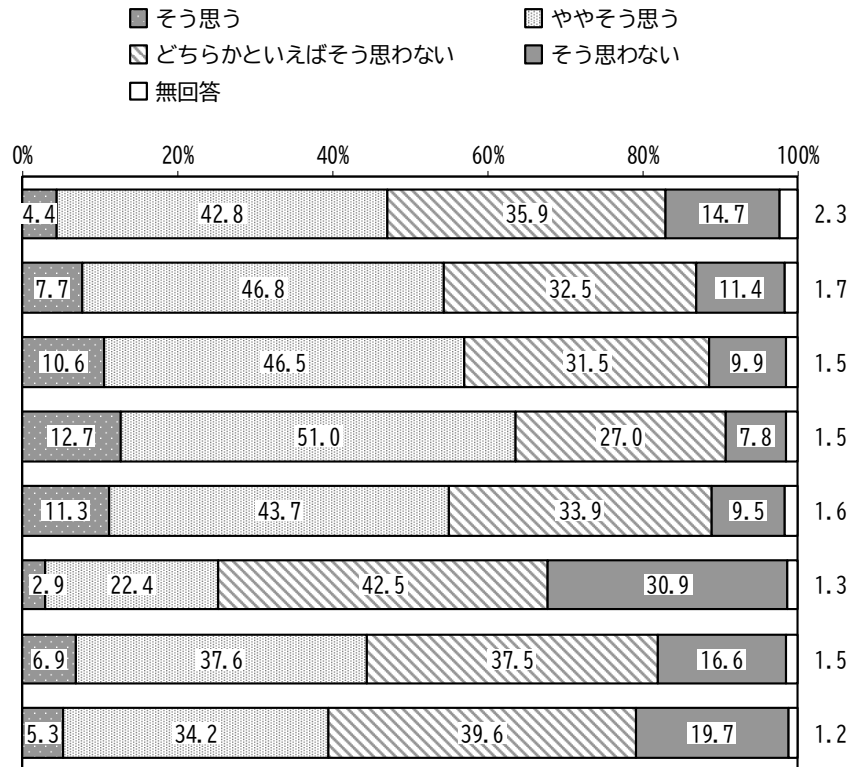
④子育ての相談体制が充実している

⑤子どもや親同士が交流する機会がある

⑥子育てに伴う経済的支援が充実している

⑦保育サービスが充実している

⑧地域で子どもを見守る環境が整っている



【平成30年度調査】

回答者数 = 814

①妊娠中の健康づくり支援が充実している

②子どもの健康づくり支援が充実している

③子育てに必要な情報が提供されている

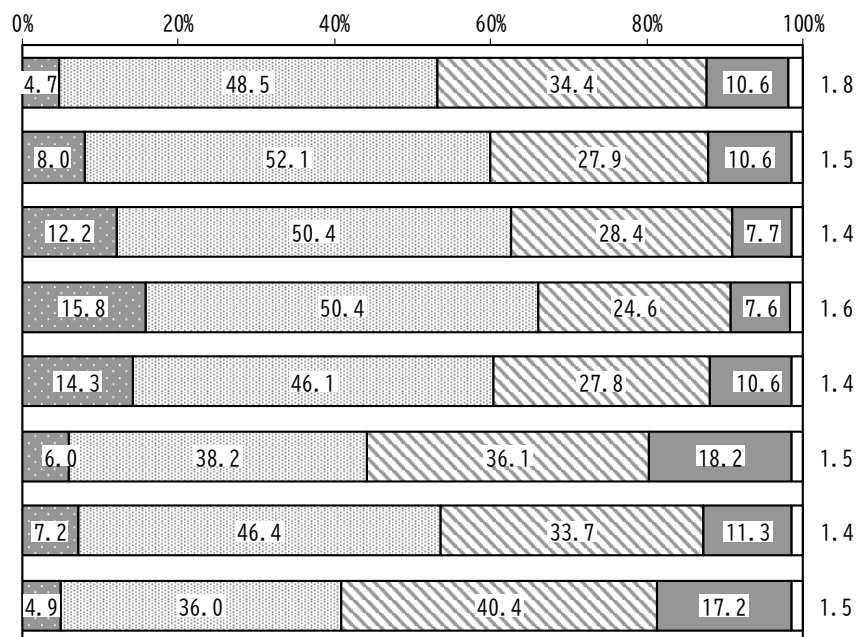
④子育ての相談体制が充実している

⑤子どもや親同士が交流する機会がある

⑥子育てに伴う経済的支援が充実している

⑦保育サービスが充実している

⑧地域で子どもを見守る環境が整っている

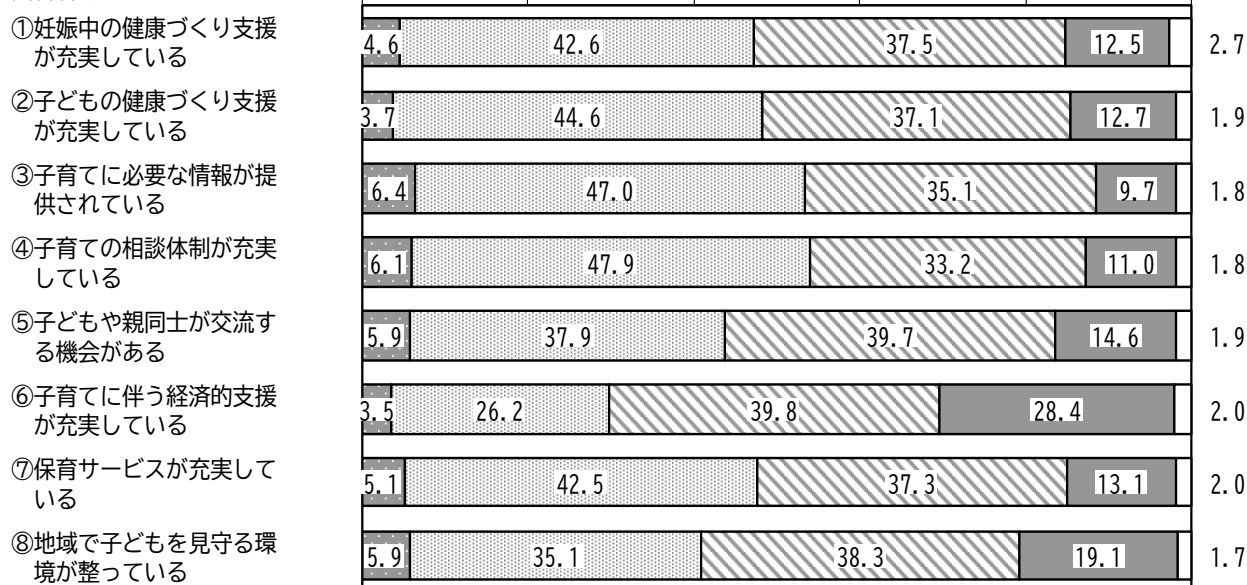


小学生では、“そう思う”は『④子育ての相談体制が充実している』が最も高く、一方、『⑥子育てに伴う経済的支援が充実している』が最も低くなっています。

《小学生》

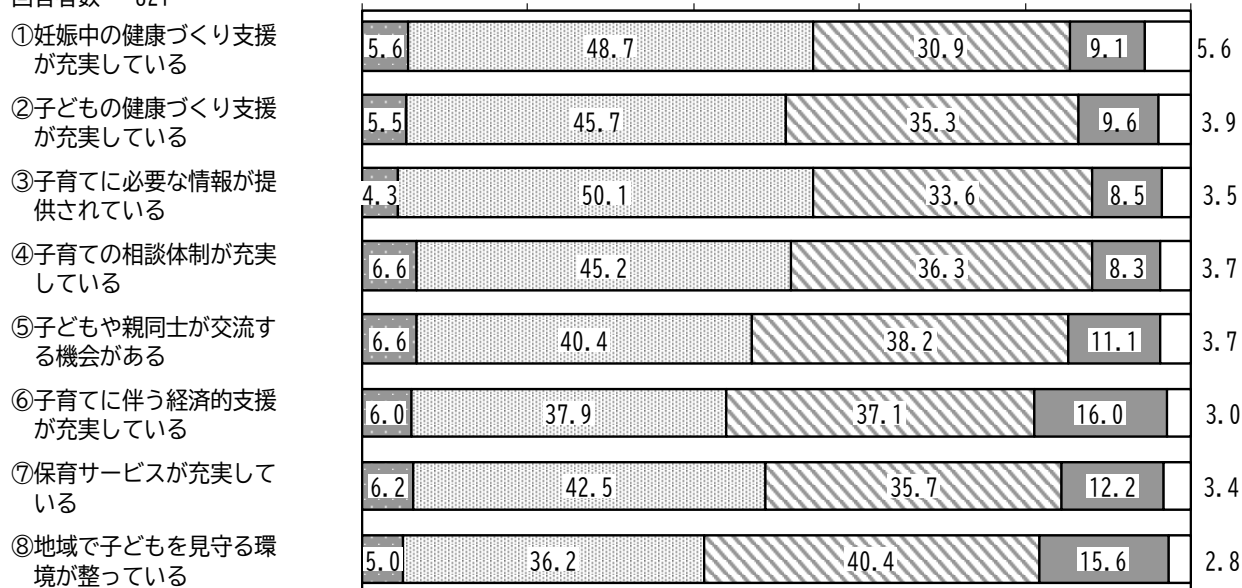
【令和5年度調査】

回答者数 = 781



【平成30年度調査】

回答者数 = 821



3 現状・課題の整理

本計画の基本目標ごとに、本市の子どもや子育てを取り巻く課題を整理しました。

(1)「子どもの豊かな個性と生きる力を育みます」について

～多様化するニーズへの対応～

本市の0～5歳人口は減少傾向となっているものの、就労する母親は増加傾向にあります。また、第2期計画期間における1・2歳児（3号認定）の保育利用実績は、量の見込みを上回る数値で推移しており、今後においても、定期的な教育・保育事業のニーズは横ばい若しくは高まるものと予測されます。

令和5年度に実施した「子育てに関するアンケート調査」（以下「アンケート」という。）では、現在の利用状況にかかわらず、平日に定期的に利用したい教育・保育の事業は「認定こども園」が約5割と最も高く、5年前の調査より大きく増加しています。また、「子どもがまだ小さいため事業を利用していない」人のうち、約3割は子どもが1歳になったら利用したいと回答しており、5年前の調査より低年齢での利用意向が高まっています。加えて、「保育サービスが充実している」と回答した割合は、就学前では5年前の調査より約1割減少しています。

そのため、教育・保育のニーズを適正に把握し、提供量を担保しつつ、安全で安心なより質の高い教育・保育を実施していくことが必要です。

また、全ての子どもは、障がいの有無にかかわらず、その健やかな成長のために適切な教育・保育の機会が与えられる必要があります。

本市における0～18歳未満の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、小学校・中学校の特別支援学級在学者数も増加している現状があることから、子どもの発達面で不安を抱えている子育て家庭の相談支援や、発達に遅れのある子どもへの支援の強化とともに、教育・保育施設、放課後児童クラブ等における受け入れ体制の充実を図る必要があります。

(2)「家庭における子育てを支援します」について

～子育て家庭の状況に応じた柔軟な支援～

本市の核家族化は進行しており、6歳未満の子どものいる世帯の約9割は核家族世帯となっています。

また、アンケートでは、子どもをみてもらえる親族・知人が「いずれもない」は就学前・小学生ともに約1割、気軽に相談できる人や場所が「いない／ない」も1割前後となっています。

孤立する可能性のある家庭は少ないものの一定数いることから、乳児家庭全戸訪問事業などの機会を捉えるなど、リスク家庭の把握を行うとともに、令和6年度に設置したこども家庭センターを中心に妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援を行

う体制の整備が重要です。

また、生まれ育った家庭や様々な事情から、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていない子どもがいます。全ての子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、夢や希望を持つことができるよう、学習面や生活面、心理面など様々な面において、支援していくことが重要です。

さらに、アンケートでは、本市は「子育てに伴う経済的支援が充実している」と思うと回答した割合は、就学前・小学生ともに3割弱となり、“そう思わない”を大きく下回っています。

日本経済の長期低迷、昨今の様々な要因が絡み合った物価高騰を受け、経済的支援が強く求められていることがうかがえるため、特に支援を必要とする家庭のみならず、全ての子育て家庭へ支援が行き届く対策が必要です。

(3)「地域における全ての子どもの育ちを支えます」について

～子どもが安心して過ごせる地域づくり～

アンケートでは、小学校就学後の放課後の過ごし方として、「放課後児童クラブ〔児童クラブ・学童保育クラブ〕」は低学年時期では4割強、高学年時期では3割弱が利用を希望しており、今後も利用意向は高まるものと予測されます。

保育内容の充実や支援員の確保など、質の向上も見据えながら、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後の子どもの居場所づくりを推進していく必要があります。

近年、地域のつながりの希薄化もあり、地域における子どもの安全・安心が懸念されています。

アンケートでは、本市は「地域で子どもを見守る環境が整っている」と思うと回答した割合は、就学前・小学生ともに約4割となり、“そう思わない”を下回っています。

子どもの安全確保は、安全・安心な社会の要であるという認識のもと、子どもたちがあたたかな地域の見守りの目のなかで、のびのびと遊び、学ぶことのできる地域づくりが求められます。社会全体で子どもの安全を守るという機運を高め、連携体制を構築していくことが重要です。

また、日本では「ヤングケアラー」という言葉とその存在が注目されるようになって日が浅く、その実態把握が急がれています。ヤングケアラーは、本当なら享受できたはずの勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人とのたわいもない時間といった「子どもとしての時間」と引換えに、家事や家族の世話をしています。家庭内のデリケートな問題でもあること、本人や家族にヤングケアラーであるという自覚がないなどの理由から、支援が必要であっても表面化しにくいいため、関係機関等と連携を図り、早期に発見し、支援していく必要があります。

(4)「仕事と子育ての両立を推進します」について

～子育て家庭への多様な働き方の支援～

第2期計画期間における延長保育事業の利用実績は見込量を上回る数値で推移しており、市内の全ての保育所・認定こども園で延長保育事業を実施し、ニーズに対応しています。

アンケートでは、就労している母親は就学前で7割強、小学生で8割強となっており、5年前の調査と比較すると高くなっています。

また、就学前・小学生ともに就労していない母親のうち約3割が1年以内には就労したいと回答しており、母親の就労意向が高まっていることから、保護者が希望する時期に就労できるよう、ニーズに即した教育・保育事業の提供体制の確保が必要です。

続けてアンケートでは、家庭における子育て（教育を含む）を主に行っているのは「父母ともに」の回答が半数以上を占め、5年前の調査より高くなっています。また、父親の育児休業取得率も大幅に増加していますが、母親と比較すると、父親の育児参加の割合や、育児休業取得率は低い水準となっています。

今後は、父親・母親問わず子育て家庭の保護者が、子育てと仕事を両立しやすい多様な勤務形態が選択できるよう、社会の理解に向けた啓発が必要となります。



第3章

計画の基本理念、基本目標



第3章 計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

本計画では、「安心が広がり 心豊かで思いやりに満ち 子どもの笑顔の花咲くまち あま」の理念や方向性などを引き継ぎ、これからのあま市を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望の持てるまちを目指して、次のように基本理念を定めます。

《基本理念》

安心が広がり 心豊かで思いやりに満ち

子どもの笑顔の花咲くまち

あま



2 基本目標

本計画は、基本理念の実現を図るとともに、国が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子どもの権利の擁護が図られ、全ての子どもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活が送れるよう、子どもや子育て当事者のライフステージに応じて、切れ目のない支援を社会全体・地域で行うこととし、4つの基本目標を定め、健康・福祉・教育を始めとする総合的かつ多面的な支援を行います。

基本目標1 子どもの豊かな個性と生きる力を育みます

子どもが権利を持つ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めるとともに、就学前の教育・保育、学校教育の充実を図ります。

また、安心して子育てができるよう、子どもの発育・発達への支援に取り組むとともに、子どもの自主性や社会性の育成、家庭の子育て・教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

さらに、障がいのある児童等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

基本目標2 家庭における子育てを支援します

安心して子育てをするためには、全ての子育て家庭を対象として、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が孤立することのないよう、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援が受けられることで、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できるよう取り組みます。

また、子育て家庭の状況は、核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の変化に伴い多様化しており、各家庭のニーズに対応したサービスの量・質を充実させる必要があります。地域において子どもたちが健やかに成長していける質の高いサービスが提供され、全ての家庭がそれぞれの子育てに合ったサービスを利用できるよう、利用者に寄り添った子育て支援に取り組めます。

さらに、「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等を踏まえながら、相談対応の充実や負担軽減などの支援施策の充実など、経済的困難を抱える家庭への対応を図るとともに、昨今の社会情勢を踏まえ、全ての子育て家庭への多様な経済的支援の推進を図ります。

基本目標3 地域における全ての子どもの育ちを支えます

核家族化や共働き家庭の増加などの社会状況の変化により、多様な保育ニーズへの対応が求められています。そのため、的確なニーズ把握を行い、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携・協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境の整備を進めます。

また、安全な道路交通環境や防犯・防災といった観点からも、安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。

さらに、児童虐待の深刻化、ヤングケアラー、いじめ、不登校、ひきこもりなど、青少年が抱える様々な課題の解決が求められていることから、子どもの尊厳が守られ、全ての子どもが幸せに暮らせるよう支援の充実を図ります。

基本目標4 仕事と子育ての両立を推進します

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや放課後児童対策の充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスや、男女共同参画による子育ての促進に努め、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

3 施策の体系

《基本理念》

安心が広がり 心豊かで思いやりに満ち 子どもの笑顔の花咲くまち あま

基本目標 1 子どもの豊かな個性と生きる力を育みます

《施策》

- (1) 就学前教育・保育の体制確保と質の向上
- (2) 学校における健全な子どもの育成
- (3) 障がい児とその家庭への支援

基本目標 2 家庭における子育てを支援します

《施策》

- (1) 妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援の充実
- (2) 地域における子育て支援サービスの充実
- (3) 子育て支援のネットワークづくり
- (4) 子育て家庭の経済的負担の軽減（子どもの貧困対策の推進を含む）
- (5) ひとり親家庭等の自立支援の推進

基本目標 3 地域における全ての子どもの育ちを支えます

《施策》

- (1) 地域で子どもが安心できる居場所づくりの推進
- (2) 安全・安心なまちづくり
- (3) 配慮が必要な子ども・家庭への支援

基本目標 4 仕事と子育ての両立を推進します

《施策》

- (1) 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備
- (2) 産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備



第4章

施策の展開



第4章 施策の展開

基本目標1 子どもの豊かな個性と生きる力を育みます

施策（1）就学前教育・保育の体制確保と質の向上

少子高齢化に伴う核家族化の進展や共働き家庭の増加を背景に、保育ニーズは増加し、また多様化しています。

保護者のニーズに対応するため、低年齢児保育、延長保育や一時預かり保育に係るサービスの充実を図るとともに、質の高い教育・保育の提供に向けた取組を推進します。

また、病児・病後児保育の拡充を図るなど、全ての子どもたちが健やかに育つよう、関係機関が連携した総合的な支援への取組を進めます。

◆主な取組◆

No.	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	通常保育事業	保護者の労働等により、保育を必要とする乳幼児の保育を行うことで、保護者の仕事と子育ての両立支援を行います。また、保育施設等における乳幼児の保育に関する相談・助言を行います。	現状維持	保育課
2	延長保育事業	保護者からの保育ニーズに対応するため、通常の開園時間を延長して保育を実施します。また、私立認定こども園等に対して事業に係る経費を補助します。	現状維持	保育課
3	一時預かり事業	児童の保護者の就労、疾病等、緊急に保育が必要なときに利用できるよう、満1歳以上の就学前児童を対象に、一時預かり（非定型的保育、緊急保育、私的保育）を実施します。また、私立認定こども園等に対して事業に係る経費を補助します。	現状維持	保育課
4	低年齢児途中入所円滑化事業	低年齢児（乳児及び1・2歳児）の保育施設への途中入所に対応するために、私立認定こども園にあらかじめ保育教諭を配置する経費を補助します。	現状維持	保育課
5	病児・病後児保育事業	病気や病気回復期の子どもで、保護者の就労等の理由により、保護者が保育できない際に、専用施設で子どもを預かる事業を実施します。また、保育所等入所児童に保健的な対応を行う「体調不良児型」事業の実施を検討し、今後の充実を図ります。	拡充	保育課

No.	事業名	事業概要	方向性	主担当課
6	私立幼稚園運営費補助事業	私立幼稚園に対し、幼稚園教育の水準の維持及び向上を図るため補助します。	現状維持	保育課
7	保育所等の整備	老朽化した保育施設の園舎改修や改築にあわせて、保育所、認定こども園等、必要な時期にニーズにあった整備に努めます。	現状維持	保育課
8	人権保育委員会	「人権保育指針」「人権保育実践編」に基づく保育を実施するため、公私保育施設の代表者による人権保育委員会を中心に、人権にまつわる重点課題を設定し実施評価することにより、保育士等の人権意識を高め保育の資質の向上に努めます。	現状維持	保育課

施策（２）学校における健全な子どもの育成

子どもたちの生きる力を育むことを目指し、個性尊重を基本的な考え方として教育を展開していくことが求められています。生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心等の豊かな人間性の育成を目指し、心の教育の充実を図ることが必要となります。

子どもの権利の趣旨について、様々な機会を活用し、幅広く市民への啓発を行うとともに、子どもの視点に立った施策の実現に努めます。子ども自身・保護者などが、子どもの権利について、困った時に気軽に相談できる体制を充実するとともに、いじめ等を受けた子ども自身からの相談が受け入れやすいような配慮を行い、子ども自身をサポートします。

また、次世代を担う子どもたちが、持続可能な社会づくりに関わる身近な課題を見出し、それらを解決するために必要な能力や態度を育成する教育を行います。

◆主な取組◆

No.	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	スクールカウンセラー配置事業	児童・生徒の問題行動（いじめ、不登校、その他）を解決するため、臨床心理に関して専門的知識、経験を有するカウンセラーにより、児童・生徒へのカウンセリング並びにカウンセリング等に関して、教職員や保護者に対する助言及び援助等を行います。	現状維持	学校教育課
2	小中連携教育の推進	中１ギャップなどを防ぐため、小中連携及び小中交流教育を推進します。	現状維持	学校教育課
3	幼保こ小連携教育の推進	適正な就学指導と小１プロブレムを防ぐため、幼保こ小連携及び幼保こ小交流教育に加え、「架け橋期のプログラム」の開発や検討を行います。	拡充	学校教育課

No.	事業名	事業概要	方向性	主担当課
4	教育相談センターの充実	教育上の悩みやいじめ、不登校などの相談、心理発達支援相談や不登校児童生徒に対する個別カウンセリング、教育支援室の運営等に加え、スクールソーシャルワーカーを配置し、組織的・計画的に行う教育相談センターの充実を図ります。	現状維持	学校教育課
5	人権教育の推進	あま市人権教育研究会の支援や、小・中学校での人権教育を推進します。人権教育を柱とするカリキュラムの編成を進めます。	現状維持	学校教育課
6	キャリア教育の推進	子どもたちの社会性や望ましい職業観・勤労観を育成するために、地元の商店街や企業等と連携した社会体験活動や職場体験、出前講座の実施を推進します。	現状維持	学校教育課
7	特色ある学校づくりの推進	児童生徒の「生きる力」の育成を目指し、主体的な創意工夫により、創造性・発展性・人づくり・地域連携などの特色ある学校づくりの支援を目的とする「あま市特色ある学校づくり推進事業」を推進します。	現状維持	学校教育課
8	子どもの読書活動	子どもの読書活動については、「あま市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが読書に親しむことのできる環境づくりを推進します。	現状維持	生涯学習課
9	学校運営協議会	学校内にコミュニティスクールの核となる学校運営協議会を設置し、学校が地域住民等と目標を共有し、地域と一体となって生徒を育む地域に密着した学校づくりを推進します。	現状維持	学校教育課
10	地域学校協働活動の推進	地域学校協働活動をより推進するため、地域学校協働活動の担い手となる地域ボランティアの確保に努めるとともに、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の新たな配置を図ります。	拡充	生涯学習課
11	小中学校 I C T 化推進事業	先進的な I C T の活用方法を日常生活の中での活用から始め、徐々に授業での活用へと進めます。I C T 支援員を活用し、教職員と児童生徒の学校全体での利活用を推進します。 教職員による児童生徒のデータの蓄積のみならず、児童生徒自身の日常利用によるデータの収集、蓄積、活用を目指します。	拡充	教育総務課

施策（３）障がい児とその家庭への支援

心身への障がい、発達障害のある子どもたちが、地域で安心して暮らせるように、状況に応じたサービスの充実を図り、子どもがそれぞれの可能性を伸ばしながら成長できるよう、適切な支援を行います。また、そのサービス内容に関して積極的かつ分かりやすく広報し、各家庭が困った時に適切なサービスを受けられるようにします。

◆主な取組◆

No.	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	早期発見・早期療育に向けた保健事業の充実	母子保健事業において、各種の相談や教室、健康診査を通して、身体の異常や発達障害などを早期に発見するとともに、適切な支援が受けられるよう心理相談や事後教室への参加を促し、関係機関との連携を図ります。	現状維持	健康推進課
2	発達支援	障がいのある子どもへの支援については、関係機関と連携しながら療育支援体制の充実に努めます。保育所等において、障がいのある子どもを受け入れるにあたり、統合保育に係る受け入れ体制の確保・充実を図ります。	現状維持	保育課
3	障がいのある未就学児の場の確保	障がいのある未就学児を対象とした児童発達支援事業を活用し、療育支援と発達支援が受けられる場の確保に努めます。	現状維持	障がい福祉課
4	障がいのある就学児の場の確保	障がいのある就学児を対象とした放課後等デイサービスを活用し、学校教育との連携を図りながら、平日の放課後や夏季休業を始めとする長期休業期間などにおいて、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がいのある児童・生徒への地域における活動への支援が受けられる場の確保を推進します。	現状維持	障がい福祉課
5	障がい者支援協議会	地域における障がい児等への支援体制に関する課題について、情報の共有、関係機関との連携、発達障害の啓発、療育活動への支援等、地域の実情に応じた体制の整備に努めます。	現状維持	障がい福祉課
6	親子通園療育事業	満1歳から就学前の心身の発達の遅れ又はそのおそれのある子どもに対して、集団療育を行うことにより、基本的な生活習慣、社会生活適応能力の自立促進を図ります。	現状維持	保育課
7	障がい児地域療育等支援事業	障がい児に対して、愛知県青い鳥医療療育センターを始め関係機関と連携し、園児や保護者への支援や相談事業を実施します。	現状維持	保育課

No.	事業名	事業概要	方向性	主担当課
8	障がい児等保育事業	軽・中程度の集団保育が可能な障がい児及び食物アレルギーのある児童の保育を実施します。また、私立認定こども園等に対して事業に係る経費を補助します。	現状維持	保育課
9	特別児童扶養手当支給事業	身体・知的発達又は精神に中度・重度の障がい（又は病状）を有する20歳未満の児童を監護・養育している方に対して、身体・知的発達又は精神に障がいのある児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。	現状維持	障がい福祉課
10	特別支援教育就学奨励費補助事業	小学校・中学校に通う特別支援学級の子どもを対象に給食費・学用品・修学旅行費等の一部を補助します。	現状維持	学校教育課
11	教育支援委員会	医師、学校長等で組織し、心身に障がいのある児童・生徒に対し、適切な就学支援を図ります。	現状維持	学校教育課
12	障害者医療費助成事業	身体障害者手帳及び療育手帳保持者で、一定の条件に該当する方、自閉症状群と診断された方の入通院医療費自己負担額を助成します。	現状維持	保険医療課
13	障がい児等保育実施委員会	障がい児等保育の実施が適正に行われるよう、委員会を設置して処遇内容を検討します。	現状維持	保育課
14	療育等連絡会議	療育等に係る関係機関が、就学前の児童に関する情報交換及び事業に関する連携を深め、効果的な子育て推進のために資する会議や研修を実施します。	現状維持	保育課
15	児童発達支援センター事業	発達に不安を感じる児童の保護者からの相談に対応し、児童の成長に応じた支援を実施します。	現状維持	障がい福祉課

基本目標2 家庭における子育てを支援します

施策（１）妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援の充実

令和6年4月に設置した「こども家庭センター」を中心に、母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、訪問指導など、妊娠期から支援を行うとともに、子どもの発育・発達への支援に取り組み、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援を行うことで、子どもの健やかな成長や発達を支援します。

各成長発達段階での健康診査や相談を通して、疾病の早期発見と親子の健康維持、障がい児の早期発見、早期治療・療育につなげる取組を進めるとともに、妊娠期からの健康教育や相談事業を通じて、育児不安の軽減を図ります。健診未受診の乳幼児や妊産婦については、状況把握を行い、対応が必要な場合は適切な支援につなげます。

また、生涯を通して健康な生活を送るために、他機関と連携しながら、望ましい食習慣を形成するための情報や学習の機会を提供し、食育の推進を図ります。さらに、適切な歯みがきの仕方やよく噛むことなど、歯と口腔の健康づくりの情報を周知し、むし歯・歯周病予防対策を進めます。

◆主な取組◆

No.	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	母子健康手帳の交付と妊婦指導の実施	母子健康手帳の交付及び保健サービスの情報提供と妊婦指導・相談を実施します。また、子育て支援アプリを活用し、子育て情報、教室案内等のプッシュ配信等を実施します。	現状維持	健康推進課
2	妊産婦健康診査（委託）事業	妊産婦を対象とした医療機関における健康診査を実施します。 産後まもない産婦の心身の不調を早期に発見し必要なケアにつなげるため、産婦健診の受診回数を2回に増やし実施します。	拡充	健康推進課
3	パパママ教室の実施	妊娠、出産、育児についての講話や、抱っこ体験、沐浴体験、お父さんの妊婦体験、参加者同士の交流会等を実施します。	現状維持	健康推進課
4	乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問指導事業）	乳児（新生児）のいる家庭に対し、子育て支援に関する情報提供や養育環境に係るサービス提供及び必要な保健指導等を行うため、児童福祉法に基づく、生後4か月までに実施する乳児家庭全戸訪問事業と、母子保健法に基づく、生後28日までに実施する新生児訪問指導事業を併せて実施します。	現状維持	健康推進課
5	訪問指導事業	育児や保健指導が必要と思われる妊婦や乳幼児の親を対象に、家庭訪問による子育てについて、相談・助言指導を実施します。	現状維持	健康推進課

No.	事業名	事業概要	方向性	主担当課
6	乳児健康診査（委託）事業	乳児を対象とした医療機関における乳児健康診査を実施します。	現状維持	健康推進課
7	乳幼児健康診査事業	3～4か月児、1歳6か月児、3歳児等を対象とした集団健康診査を実施します。また、5歳児健診の実施に向けた取組を進めます。	拡充	健康推進課
8	健診事後指導事業	乳幼児健康診査事業において要観察とされた子とその親に対する指導・相談を実施します。	現状維持	健康推進課
9	子育て相談事業	乳幼児とその親を対象とした子育て相談、栄養相談及び歯科相談を実施します。	現状維持	健康推進課
10	親子で遊ぼう！歯っぴい教室	生後8か月から11か月児を対象としたむし歯予防・歯のお手入れ方法の指導、親子ふれあい遊び、絵本の読み聞かせ、交流会を実施します。	現状維持	健康推進課
11	予防接種事業	予防接種法に基づく定期接種を実施するとともに、予防接種法に基づかない任意接種の一部を実施します。	現状維持	健康推進課
12	歯科保健事業	妊婦とその夫又はパートナー及び乳幼児とその親を対象とした歯科健診、月齢に合わせたむし歯予防、歯みがき指導、口腔機能発達等の情報提供、個別相談・指導を実施します。	現状維持	健康推進課
13	園児の歯みがき指導事業（幼稚園・保育所の歯科保健指導）	市内の幼稚園・認定こども園・保育園において歯みがき指導を実施します。	現状維持	健康推進課 保育課
14	離乳食教室事業	乳児を持つ親に対する離乳食の進め方の指導・相談、交流会を実施します。	現状維持	健康推進課
15	食育事業の推進	食育についての啓発及び親子で学ぶことができる機会を設けます。	現状維持	健康推進課
16	かかりつけ医の推進	各教室や健診において、かかりつけ医を持つよう啓発を実施します。	現状維持	健康推進課
17	かかりつけ歯科医の推進	各教室や健診において、かかりつけ歯科医を持つよう啓発を実施します。	現状維持	健康推進課
18	子育てコンシェルジュ事業	子育てコンシェルジュが、地域における様々な子育て支援サービスの紹介を行ったり、子育てに関する相談を受け専門の施設へつないだりする役割を担い、市民（利用者）が多岐にわたる子育て支援サービスを円滑に利用できるようにします。	現状維持	保育課
19	地域子育て相談機関	地域にある身近な場所で、妊産婦や子育て家庭からの子育てに関する悩みなどの相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携し、適切な支援につなげます。	新規・検討	子ども福祉課 保育課
20	産後ケア事業	家族等から十分な育児等の支援が得られず、心身の不調や育児不安等を抱える出産後1年以内の母親とその子を対象に、授乳相談、乳房ケア、育児相談等を行い、母親の身体的回復や心理的な安定、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかに生活できるよう支援します。	現状維持	健康推進課

No.	事業名	事業概要	方向性	主担当課
21	子育て支援アプリ	妊娠期から子育て世代に対し、子育てサービスの情報、プッシュ通知、予防接種のスケジュール作成、子育ての記録の保存等個々に応じた丁寧な子育て支援と保護者の利便性向上を図ります。	現状維持	健康推進課
22	妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	妊婦等包括相談支援事業として、妊婦・その配偶者等に対して、面談等により、母子保健や子育てに関する情報提供、相談等の伴走型支援を行います。 妊婦のための支援給付として、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対して、経済的支援を行います。 妊婦のための支援給付を行うにあたっては、妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて行います。	現状維持	健康推進課

施策（２）地域における子育て支援サービスの充実

地域コミュニティが希薄になりつつある現代において、地域社会における子どもを育てる力が低下しており、その再生が求められています。そのためには、子どもや親にとって身近な生活圏である地域が、日常的に子どもや親と接し、親の相談や子どもの健全育成などにおいて重要な役割を担う必要があります。

こうした状況を踏まえ、今後も地域における子育て支援サービスを充実させ、子どもの育ちを支えるという意識を高めるとともに、地域における身近な交流の場の確保や地域の市民団体や関係機関との連携強化に努め、子育て・子育ての応援ができるあたたかい地域社会を築くことができるよう、地域で子どもを育てる力の向上を図ります。

◆主な取組◆

No.	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	つどいの広場事業	主に乳幼児を持つ子育て中の親子が気軽に集い、語り合えるように相互交流を図る場所（美和児童館内）を提供します。	現状維持	保育課
2	子育て支援センター事業	主に子育て中の親子を対象に、昭和保育園内、美和保健センター内及び七宝高齢者生きがい活動センター内において実施します。また、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、子育て相談、子育て情報の提供や地域の子育て親子の交流の場の提供、育児講演会、育児講座の開催、T O ³ （と・と・と）クラブ等を実施します。	現状維持	保育課
3	児童館事業	市内6か所の児童館において、幼児及び児童を対象に、健全な遊びを通じて、健康の増進、心を豊かにする場を提供します。	現状維持	子ども福祉課

No.	事業名	事業概要	方向性	主担当課
4	ファミリー・サポート・センター事業	地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について、助け合う会員組織を運営します。	現状維持	子ども福祉課
5	人権ふれあいセンター事業	次代を担う子どもたちが健康な身体と精神を持ち、個性豊かに成長するために、図書室等を開放します。また、ミニシアター上映会などを開催し、児童の健全育成を図ります。	現状維持	人権推進課
6	民生委員・児童委員、主任児童委員	小・中学校で年1回開催される民生委員・児童委員、主任児童委員との連絡会で、見守りが必要な児童・生徒の情報を共有することにより、見守り活動を実施します。障がい者（児）のいる世帯については、避難行動要支援者名簿等を参考に状況の把握に努め、見守り活動につなげます。	現状維持	社会福祉課
7	青少年健全育成に関する啓発	あまつりやイルミネーション点灯式等で青少年健全育成に関する街頭パトロールや啓発活動を実施します。	現状維持	生涯学習課
8	読み聞かせ・紙芝居事業	子育て中の親及び子どもに対する読書を通じた親子のふれあいの支援を行います。3～4か月児健診終了後に保健センターにおいて、ボランティアによる読み聞かせを実施しており、また、甚目寺公民館において毎週土曜日の午後に、ボランティアによる絵本の読み聞かせと紙芝居の上演を実施します。	現状維持	生涯学習課
9	親子対象の講座・教室の開催	親子の絆を深めるため、各種の親子対象事業を実施します。	現状維持	生涯学習課
10	コアラ教室事業	2歳児を対象とした親子遊びと交流会を実施します。	現状維持	子ども福祉課
11	おはなし会事業	子育て中の親及び子どもに対する読書を通じた親子のふれあいの支援を実施します。	現状維持	生涯学習課
12	子育てネットワーカーによる子育て講座事業	地域において子育て支援を行っている子育てネットワーカーによる子育て講座を実施します。	現状維持	生涯学習課
13	未就園児体験事業の推進	保育園において園庭開放を実施し、未就園児の遊び場の提供や育児相談を行います。また、幼稚園や認定こども園等においても未就園児の遊び場の提供や育児相談を行います。	現状維持	保育課 (公立保育園) 私立幼稚園 私立認定こども園
14	家庭教育推進事業	家庭教育推進について広報・周知を行います。	現状維持	生涯学習課
15	子ども・若者支援事業	不登校・ひきこもりなど社会生活を営む上での困難を有する子どもや若者の相談に応じ、関係機関の紹介、その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点となる「あま市子ども・若者相談窓口」を運営します。	現状維持	社会福祉課

No.	事業名	事業概要	方向性	主担当課
16	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	令和8年度から、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満児の子育て家庭に対して、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件等を問わず柔軟に利用できる新たな通園制度として実施し、乳幼児への適切な遊びや生活の場の提供及び在宅で子育てをする保護者の育児負担や孤立感の軽減を図ります。	新規・検討	保育課

施策（3）子育て支援のネットワークづくり

市内において様々な子育て支援サービスが取り組まれる一方、子どもやその保護者にとっては、情報を把握しづらいケースがあります。こうしたことから、子育て情報のワンストップサービスとしてウェブサイト、メールマガジンなどを活用した利用者への情報配信、意見交換を進めます。

◆主な取組◆

No.	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	子育て支援ネットワーク事業	主に子育て家庭を対象に、ウェブサイト及びメールマガジンを通じて地域の子育てに関する情報を提供します。また、子育て支援に関わる市民活動団体等のネットワーク会議を開催し、情報共有及び意見交換会等を実施します。	現状維持	保育課

施策（４）子育て家庭の経済的負担の軽減（子どもの貧困対策の推進を含む）

子育て家庭が経済的な不安や孤立感を抱くことなく、ゆとりを持って子どもに向き合えるような環境を整備することは、全ての子ども施策の基盤となるものです。

また、貧困による格差の広がりや、教育や進学を狭めるだけでなく、子どもが健やかに育つための環境にも大きな影響を及ぼすことから、各種手当等の経済的支援を継続し、安心して出産、子育てができるよう環境づくりを進めます。

◆主な取組◆

No.	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	児童手当支給事業	高校生年代までの児童を養育している者に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上のため手当を支給します。	現状維持	子ども福祉課
2	児童扶養手当支給事業	一定の要件にあてはまる18歳以下の児童を監護する母、監護し、かつ、生計を同じくしている父又は当該児童を養育する養育者に対して、母子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため手当を支給します。	現状維持	子ども福祉課
3	遺児手当（県・市）支給事業	一定の要件にあてはまる18歳以下の児童を監護・養育している方に対して、母子家庭又は父子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため手当を支給します。	現状維持	子ども福祉課
4	子ども医療費助成事業	中学校終了までの入通院医療費及び18歳以下の児童の入院医療費の自己負担額を助成します。今後、18歳以下の児童の通院医療費自己負担額助成の実施を目指します。	拡充	保険医療課
5	未熟児養育医療の給付	身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、出生時体重が2,000g以下、チアノーゼ発作を繰り返す、強い黄疸があるなどの症状を有し、医師が入院養育を必要と認めた乳児に対し、その養育に必要な医療費の給付を行います。	現状維持	健康推進課
6	教育費の負担軽減	私立高等学校に在籍する対象生徒の保護者等の経済的負担を軽減し、教育の機会均等と私立学校教育の振興を図るため、補助金を交付します。	現状維持	学校教育課
7	フードパントリー	児童扶養手当受給世帯等を対象に、フードドライブで寄贈された食料品等を無料で配布するとともに、必要とされる様々な支援につなげます。	現状維持	社会福祉協議会

施策（５）ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や都道府県と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

子どもを貧困の連鎖から断ち切り、将来の自立した生活を確保するため、家庭の状況に左右されることなく、全ての子どもの学びが保障されるよう、引き続き支援を実施します。

◆主な取組◆

No.	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	就学援助費補助事業	経済的な理由で援助を必要とする世帯（児童生徒）に対して、小学校・中学校に通う子どもを対象に給食費・学用品・修学旅行費等の一部を補助します。	現状維持	学校教育課
2	母子・父子家庭相談事業	母子・父子家庭の方が自立できるよう、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談などを総合的に実施します。	現状維持	子ども福祉課
3	母子・父子家庭医療費助成事業	18歳以下の児童を扶養している母子・父子で、一定の要件に該当する方の、入通院医療費自己負担額を助成します。	現状維持	保険医療課
4	ひとり親家庭の子ども生活・学習支援事業	将来の進路選択の幅を広げ、子どもの生活の向上を図ることができるよう、大学生等のボランティアによる学習支援を実施します。	現状維持	子ども福祉課
5	母子・父子家庭自立支援給付金支給事業	母子・父子家庭の母又は父の就職のため、職業能力開発の取組を支援し、生活の安定と自立促進を図ります。	現状維持	子ども福祉課

基本目標3 地域における全ての子どもの育ちを支えます

施策（1）地域で子どもが安心できる居場所づくりの推進

全ての子どもが、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていく必要があります。

居場所づくりの推進については、放課後の子どもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの安定的な運営を確保するなど、放課後児童対策に取り組みます。

また、子どもが社会や地域に参加し、地域の中で様々な人や物事に触れ合い、近所で利用できる野外事業や体験、経験を重ねることによって、子どもの豊かな心を育てるよう、学習の場や機会を提供します。

◆主な取組◆

No.	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	放課後児童クラブ事業	下校後等、保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、児童の健全育成を図ることを目的として、放課後児童クラブを市内の小学校・児童館等を利用して、実施します。	拡充	子ども福祉課
2	放課後子ども教室事業	放課後の子どもたちの安全な居場所を設け、スポーツ・文化活動、地域との交流等を通して健全な育成を図るため、市内12か所の小学校を利用して実施します。	現状維持	生涯学習課
3	放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携推進	全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の「校内交流型」、「連携型」として実施することができる学校区を把握し、計画的な整備を推進します。また、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携して、プログラムの内容・実施日等を検討できるよう、打合せの場の確保に努めます。	新規・検討	子ども福祉課 生涯学習課
4	青少年健全育成推進事業	「あま市青少年健全育成推進協議会委員」による、街頭啓発活動を実施し、家庭・学校・地域が一体となって青少年の非行・被害の防止のための取組を実施します。	現状維持	生涯学習課
5	多彩な体験活動の機会の推進	自然に親しみ、情操や社会性を醸成するため、「エコきっず調査隊」による活動を推進します。	現状維持	生涯学習課

No.	事業名	事業概要	方向性	主担当課
6	小・中学校開放の推進	スポーツの健全な普及発展を図るとともに、市民の健康保持と体力の増進並びに親睦を深め、市民生活を楽しく豊かにするため、小学校において運動場及び体育館、中学校において運動場、体育館、柔・剣道場及び卓球場の学校体育施設を学校教育に支障のない範囲で開放します。	現状維持	スポーツ課
7	児童館事業【再掲】	市内6か所の児童館において、幼児及び児童を対象に、健全な遊びを通じて、健康の増進、心を豊かにする場を提供します。	現状維持	子ども福祉課
8	障がいのある未就学児の場の確保【再掲】	障がいのある未就学児を対象とした児童発達支援事業を活用し、療育支援と発達支援が受けられる場の確保に努めます。	現状維持	障がい福祉課
9	障がいのある就学児の場の確保【再掲】	障がいのある就学児を対象とした放課後等デイサービスを活用し、学校教育との連携を図りながら、平日の放課後や夏季休業を始めとする長期休業期間などにおいて、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がいのある児童・生徒への地域における活動への支援が受けられる場の確保を推進します。	現状維持	障がい福祉課

施策（２）安全・安心なまちづくり

子どもがのびのびと遊べる場の確保とともに、子どもが安全に遊ぶことができ、親も安心して子どもを遊ばせることができる場の充実を進めるため、公園の整備等を進めるとともに、関係団体や関連する機関、地域の協力を得ながら、安全に外で遊べる環境づくりに努めます。

また、防災等の緊急連絡や地域防犯の強化等を図るとともに、犯罪のない明るく住みよいまちをつくるため、地域社会全体で子どもを見守り育てる意識啓発や環境整備を推進します。

◆主な取組◆

No.	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	交通安全施設整備の推進	あま市通学路交通安全プログラムに基づき、関係部局との通学路点検・協議を行い、対策が必要と判断した通学路の整備を実施します。	現状維持	土木課

No.	事業名	事業概要	方向性	主担当課
2	交通安全教室の実施	市内の公立保育園において親子交通安全教室を開催し、チャイルドシート装着の啓発・指導を実施します。 小・中学校の児童・生徒を対象とした交通安全教室を開催します。 幼稚園や認定こども園独自で親子交通安全教室を開催します。	現状維持	学校教育課 保育課 (公立保育園) 私立幼稚園 私立認定こども園
3	都市公園、児童遊園及びちびっ子広場の整備・充実	既存遊具の点検を毎年定期的に実施し、修繕することにより、子どもたちが安心して遊べるよう整備を図ります。	現状維持	都市計画課 子ども福祉課
4	「通学路こども110番の家」の設置	子どもを犯罪から守るために、「通学路こども110番の家」を地域の方に委嘱し、玄関先等には、津島警察署より受領した看板を掲げて、子どもが危険を感じたら、看板を目印に逃げ込むよう、児童・生徒並びに保護者に指導を促します。	現状維持	学校教育課
5	ワイヤーロック配布事業	市内の自転車盗難関連犯罪の発生を抑制するため、新中学1年生に自転車用ワイヤーロックを配布し、ツーロックを奨励します。	現状維持	危機管理課
6	安全安心メール事業	あま市安全安心メールに登録された保護者に小・中学校、保育所が緊急連絡等をメールで一斉配信します。また、防災に関する情報や近隣で発生した不審者情報も登録者へメール配信します。	現状維持	危機管理課 学校教育課 保育課
7	自転車乗車用ヘルメット着用促進事業	小学生から高校生年代までを対象に、自転車乗車中における頭部損傷による交通死亡事故を減らすため、自転車乗車用ヘルメットの購入に要する経費の一部を補助します。	現状維持	土木課
8	子ども見守り隊	小学校で、児童が安全に登下校できるよう、老人会等による見守り活動を実施します。	現状維持	学校教育課

施策（３）配慮が必要な子ども・家庭への支援

子どもの権利について、様々な機会を活用し、幅広く市民への啓発を行うとともに、子どもの視点に立った施策の実現に努めます。

また、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速かつ適切に救済し、回復を図ることを目的とした体制を充実するとともに、関係機関が情報を共有し、それぞれが持つ機能を発揮したネットワークによる支援を十分提供できるよう、より一層の連携と機能の強化を図ります。

◆主な取組◆

No.	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	要保護児童対策連絡協議会	子育て支援に関わる機関が連携し、児童虐待の早期発見・対応を可能にするため、関係機関で協議会を組織します。	現状維持	子ども福祉課
2	虐待等防止ネットワーク協議会	虐待を防止するため、ネットワークを形成し、虐待等の個別事例への対応や虐待発生防止の啓発などを行うためのネットワーク協議会を設置します。	現状維持	高齢福祉課
3	民生委員・児童委員、主任児童委員【再掲】	小・中学校で年１回開催される民生委員・児童委員、主任児童委員との連絡会で、見守りが必要な児童・生徒の情報を共有することにより、見守り活動を実施します。障がい者（児）のいる世帯については、避難行動要支援者名簿等を参考に状況の把握に努め、見守り活動につなげます。	現状維持	社会福祉課
4	ヤングケアラー支援事業	福祉・介護・医療・教育等といった関係機関の連携により、潜在化しがちなヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげます。	現状維持	子ども福祉課
5	養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる、又は保護者に監護させることが不相当であると認められる乳幼児及びその保護者等に対し、専門職による家庭訪問を行い、養育が適切に行われるよう、相談、指導、助言を行います。	現状維持	健康推進課
6	子育て世帯訪問支援事業	家事や育児等に対して不安を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の養育環境を整え、家事や育児等の必要な支援を実施します。	現状維持	子ども福祉課

基本目標4 仕事と子育ての両立を推進します

施策（1）仕事と子育ての両立を図るための環境の整備

共働き家庭の増加や就労形態の多様化等により、仕事と子育ての両立が重要な課題となっています。

働きながら安心して子どもを育てることができるように、多様なニーズに柔軟に対応できる環境づくりを推進するとともに、父親の積極的な家事・育児への参画を促進するための啓発や取組を行います。

◆主な取組◆

No.	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	男女共同参画事業	男女共同参画に関する認識を深めるため、各種講演会等を開催するなど、あらゆる場において意識の啓発に努めます。また、男女の協力関係によって、職場・家庭・地域等における各種活動に参加できるよう環境の整備に努めます。	現状維持	人権推進課
2	通常保育事業【再掲】	保護者の労働等により、保育を必要とする乳幼児の保育を行うことで、保護者の仕事と子育ての両立支援を行います。また、保育施設等における乳幼児の保育に関する相談・助言を行います。	現状維持	保育課
3	延長保育事業【再掲】	保護者からの保育ニーズに対応するため、通常の開園時間を延長して保育を実施します。また、私立認定こども園等に対して事業に係る経費を補助します。	現状維持	保育課
4	一時預かり事業【再掲】	児童の保護者の就労、疾病等、緊急に保育が必要なときに利用できるよう、満1歳以上の就学前児童を対象に、一時預かり（非定型的保育、緊急保育、私的保育）を実施します。また、私立認定こども園等に対して事業に係る経費を補助します。	現状維持	保育課
5	障がい児等保育事業【再掲】	軽・中程度の集団保育が可能な障がい児及び食物アレルギーのある児童の保育を実施します。また、私立認定こども園等に対して事業に係る経費を補助します。	現状維持	保育課
6	放課後児童クラブ事業【再掲】	下校後等、保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、児童の健全育成を図ることを目的として、放課後児童クラブを市内の小学校・児童館等を利用して、実施します。	拡充	子ども福祉課
7	ファミリー・サポート・センター事業【再掲】	地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について、助け合う会員組織を運営します。	現状維持	子ども福祉課

施策（２）産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備

共働き家庭の増加を背景に、子どもを出産後も働きたいと考えている女性が増加しています。そのため、仕事と子育てを両立して働き続けられるよう、多様で柔軟な保育サービスの提供の充実を図ります。就労状況やその変化にかかわらず子どもを受け入れられるよう、待機児童を生じさせない適切な対応や地域資源を生かしながら、様々な子育て支援サービスについての相談、情報提供や関係機関との連絡調整を行います。

◆主な取組◆

No.	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	低年齢児途中入所円滑化事業【再掲】	低年齢児（乳児及び１・２歳児）の保育施設への途中入所に対応するために、私立認定こども園にあらかじめ保育教諭を配置する経費を補助します。	現状維持	保育課
2	育休明けの入所予約事業	年度途中で育休から職場復帰を予定されている方を対象に実施します。	現状維持	保育課
3	子育てコンシェルジュ事業【再掲】	子育てコンシェルジュが、地域における様々な子育て支援サービスの紹介を行ったり、子育てに関する相談を受け専門の施設へつないだりする役割を担い、市民（利用者）が多岐にわたる子育て支援サービスを円滑に利用できるようにします。	現状維持	保育課



第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て 支援事業の量の見込みと確保方策



第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て 支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

「あま市子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、保育所等の整備にあたり、宅地開発等の人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため市全域を1つの区域と決めました。本計画においても、この考えを踏襲し、市全域を1つの区域とします。

2 人口の見込み

本市の0歳～11歳の推計人口は、減少傾向となり、令和11年には0歳～5歳は3,753人、6歳～11歳は4,440人、合計で8,193人と推計され、令和7年からの4年間で500人以上の減少が見込まれます。

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	606	598	589	583	578
1歳	619	637	628	619	613
2歳	611	622	641	632	622
3歳	739	622	634	652	643
4歳	720	744	626	639	656
5歳	744	722	747	628	641
0～5歳	4,039	3,945	3,865	3,753	3,753
6歳	754	750	727	752	632
7歳	779	757	753	730	755
8歳	742	786	764	760	737
9歳	805	744	787	765	762
10歳	735	807	746	789	767
11歳	884	733	805	744	787
6～11歳	4,699	4,577	4,582	4,540	4,440
合計	8,738	8,522	8,447	8,293	8,193

※実績値に基づき、コーホート変化率法により算出

3 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策

◆幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

このほかに、幼稚園、保育所の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園や、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象に小人数で保育を行う小規模保育事業などがあります。

現 状

施設名	施設数	定員	内訳等
私立幼稚園	4園	595人	1号
私立認定こども園	5園	1,338人	1号：455人、2号：560人、3号：323人
公立保育所	9園	1,375人	2号：894人、3号：481人
小規模保育事業	2園	24人	3号

実績の推移

単位：人

		1号認定	2号認定		3号認定		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		3歳未満保育が必要		
			教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和2年度	確保量(定員)	1,628		1,270	132	625	
	実績	709	260	1,225	111	275	336
令和3年度	確保量(定員)	1,390		1,270	136	640	
	実績	705	282	1,257	129	288	340
令和4年度	確保量(定員)	1,390		1,270	138	640	
	実績	671	281	1,269	105	288	346
令和5年度	確保量(定員)	1,305		1,345	148	660	
	実績	649	209	1,352	105	313	388
令和6年度	確保量	1,050		1,454	149	679	
	実績	550	180	1,420	92	315	413

※令和6年度は実績見込み

量の見込みと確保の内容

単位：人

令和7年度	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み ①	591	192	1,368	103	321	348
確保の内容 ②		1,050	1,454	149		679
幼稚園		595	－	－		－
認定こども園		455	560	71		252
認可保育所	－	－	894	72		409
地域型保育事業 (小規模保育事業等)	－	－	－	6		18
過不足 (②－①)		267	86	46		10

単位：人

令和8年度	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み ①	560	182	1,297	101	305	348
確保の内容 ②		1,050	1,454	149		679
幼稚園		595	－	－		－
認定こども園		455	560	71		252
認可保育所	－	－	894	72		409
地域型保育事業 (小規模保育事業等)	－	－	－	6		18
過不足 (②－①)		308	157	48		26

単位：人

令和9年度	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み ①	538	175	1,247	100	301	359
確保の内容 ②		1,050	1,454	149		679
幼稚園		595	－	－		－
認定こども園		455	560	71		252
認可保育所	－	－	894	72		409
地域型保育事業 (小規模保育事業等)	－	－	－	6		18
過不足 (②－①)		337	207	49		19

単位：人

令和10年度	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み ①	515	167	1,192	99	296	354
確保の内容 ②	1,050		1,454	149	679	
幼稚園	595		－	－	－	
認定こども園	455		560	71	252	
認可保育所	－	－	894	72	409	
地域型保育事業 (小規模保育事業等)	－	－	－	6	18	
過不足 (②－①)	368		262	50	29	

単位：人

令和11年度	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み ①	521	169	1,205	98	293	348
確保の内容 ②	1,050		1,454	149	679	
幼稚園	595		－	－	－	
認定こども園	455		560	71	252	
認可保育所	－	－	894	72	409	
地域型保育事業 (小規模保育事業等)	－	－	－	6	18	
過不足 (②－①)	360		249	51	38	

今後の方向性

- 本市の0歳から5歳までの子ども人口は緩やかな減少が見込まれるものの、ニーズ調査の結果からも母親の就労率が増加傾向であるなど、特に3歳未満児では今後も高い保育ニーズが見込まれるため、待機児童を生じさせないよう教育・保育施設の維持・確保に努めます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 利用者支援事業

妊婦若しくはその配偶者又は子ども若しくはその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

実績の推移

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置箇所数	4	4	4	4
基本型 (子育てコンシェルジュ)	1	1	1	1
母子保健型	3	3	3	3

量の見込みと確保の内容

<基本型（子育てコンシェルジュ）>

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1

<基本型（地域子育て相談機関）>

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	29	29	29	29	29
確保の内容	29	29	29	29	29

<こども家庭センター型>

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1

※令和6年度から母子保健型は廃止され、こども家庭センター型となっています。

今後の方向性

- 切れ目なく必要な情報提供・相談支援を実施できるよう、基本型（子育てコンシェルジュ）及びこども家庭センター型では、引き続き事業の充実を図ります。
- 地域子育て相談機関は、令和4年改正児童福祉法により創設され、令和6年度から施行された事業であり、保育所、幼稚園、認定こども園、児童館、子育て支援センター及びつどいの広場に設置し、身近な場所での相談体制の充実を図ります。また、相談及び助言を行うほか、必要に応じて、こども家庭センターと連絡調整を行います。

（２）延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

実績の推移

単位：人・か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用者数	832	852	891	848
実施箇所数	12	12	12	13

量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	886	848	829	802	804
確保の内容 ②	886 (14か所)	848 (14か所)	829 (14か所)	802 (14か所)	804 (14か所)
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

今後の方向性

- 計画期間の「量の見込み」に対して、市内の認定こども園、保育所の全14か所での対応により、確保に努めます。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

実績の推移

単位：人・か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	937	941	903	910
1年生	285	252	256	248
2年生	214	266	230	241
3年生	205	179	208	186
4年生	129	153	113	146
5年生	64	64	73	56
6年生	40	27	23	33
定 員	1,096	1,096	1,096	1,096
児童クラブ支援数	33	33	33	33

量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	995	985	977	973	930
1年生	279	277	269	278	234
2年生	243	236	235	227	235
3年生	196	207	202	200	194
4年生	164	151	160	156	155
5年生	76	83	77	81	79
6年生	37	31	34	31	33
確保の内容 ②	1,151	1,151	1,151	1,151	1,151
過不足（②―①）	156	166	174	178	221

今後の方向性

○放課後の児童の健全育成と保護者の就労を支援するため、学区ごとの需給状況を踏まえて放課後児童クラブの充実を図ります。

（４）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、短期間、児童養護施設等でお子さんを預かり、必要な支援を行う事業です。

実績の推移

単位：人日・か所

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
延べ利用者数	0	0	0	0
実施箇所数	3	3	3	3

量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み ①	14	14	14	14	14
確保の内容 ②	14 (３か所)	14 (３か所)	14 (３か所)	14 (３か所)	14 (３か所)
過不足(②－①)	0	0	0	0	0

今後の方向性

○一時的に家庭での養育が困難となった児童に必要な支援を行うため、児童養護施設等において預かる体制を整えます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

実績の推移

単位：人・件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問対象者数	695	684	587	598
訪問件数	621	684	562	521

量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	606	598	589	583	578
確保の内容 ②	606	598	589	583	578
過不足 (②—①)	0	0	0	0	0

今後の方向性

○引き続き、子育てに関する情報の提供や乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うとともに、乳児のいる家庭と地域社会をつなぎ、乳児家庭の孤立化を防ぎ、継続的な子育て支援につなげます。

（６）養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 （その他要保護児童等の支援に資する事業）

① 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

実績の推移

単位：世帯

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
訪問世帯数	35	77	125	55

量の見込みと確保の内容

単位：世帯

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み ①	66	65	64	64	63
確保の内容 ②	66	65	64	64	63
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

今後の方向性

○引き続き、養育支援が特に必要な家庭に対して、訪問による支援を行います。

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

実績の推移

単位：回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	14	16	19	15
要保護児童対策地域協議会代表者会議	1	1	1	1
要保護児童対策地域協議会実務者会議	12	12	12	12
要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議	1	3	6	2

量の見込みと確保の内容

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	18	18	18	18	18
要保護児童対策地域協議会代表者会議	1	1	1	1	1
要保護児童対策地域協議会実務者会議	12	12	12	12	12
要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議	5	5	5	5	5
確保の内容 ②	18	18	18	18	18
要保護児童対策地域協議会代表者会議	1	1	1	1	1
要保護児童対策地域協議会実務者会議	12	12	12	12	12
要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議	5	5	5	5	5
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

今後の方向性

- 要保護児童及び要支援児童とその保護者、特定妊婦の支援を適切に実施するため、子育て支援に関わる機関の連携を密に図ります。

(7) 地域子育て支援拠点事業

妊婦、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

実績の推移

単位：人日・か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	11,305	17,071	20,835	21,455
実施箇所数	4	4	4	4

量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	22,297	21,288	21,532	21,543	21,265
確保の内容 ②	22,297 (4か所)	21,288 (4か所)	21,532 (4か所)	21,543 (4か所)	21,265 (4か所)
過不足(②—①)	0	0	0	0	0

今後の方向性

- 既存の子育て支援センター、つどいの広場において、引き続き継続して事業を実施し、利用しやすい運営に努めます。

(8) 一時預かり事業

① 幼稚園型（幼稚園における在園児の預かり保育）

幼稚園又は認定こども園において、通常の教育時間の前後や長期休業期間中に希望者を預かる事業です。

実績の推移

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	19,684	19,688	17,225	16,732

量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	16,565	15,697	15,083	14,430	14,573
1号認定	11,552	10,946	10,516	10,047	10,164
2号認定（教育希望）	5,013	4,751	4,567	4,383	4,409
確保の内容 ②	16,565	15,697	15,083	14,430	14,573
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

今後の方向性

- 1号認定の利用者に対する重要な子育て支援として、提供体制の充実を図ります。また、2号認定の利用者についても、多様な保育ニーズの受け皿として提供体制の確保に努めます。

② 幼稚園型以外（一時保育事業）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

実績の推移

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	4,161	3,322	4,293	5,661

量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	4,983	4,867	4,769	4,631	4,631
確保の内容 ②	4,983	4,867	4,769	4,631	4,631
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

今後の方向性

○在宅で育児をする保護者を支援できるよう、計画期間の「量の見込み」に対して、既存施設での対応により、確保に努めます。

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

① 病児・病後児対応型

病児及び病後児について、病院等に付設された専用スペース等において、一時的に保育する事業です。

実績の推移

単位：人日・か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	350	338	487	966
実施箇所数	2	2	2	2

量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	1,079	1,064	1,037	1,028	1,009
確保の内容 ②	1,079 (2か所)	1,064 (2か所)	1,037 (2か所)	1,028 (2か所)	1,009 (2か所)
過不足(②－①)	0	0	0	0	0

今後の方向性

○あま市民病院及び民間医療機関に委託している病児・病後児保育室において実施しています。引き続きニーズに適切に対応しつつ、各年度の利用状況を見ながら事業を実施していきます。

② 体調不良児対応型

保育所等入所児に対する保健的な対応を行う事業です。

量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
確保の内容 ②	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
過不足（②―①）	0	0	0	0	0

今後の方向性

〇ニーズに適切に対応しつつ、各年度の利用状況を見ながら事業の充実を図ります。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

実績の推移

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	1,356	1,656	1,700	2,073

量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	2,121	2,142	2,164	2,185	2,207
確保の内容 ②	2,121	2,142	2,164	2,185	2,207
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

今後の方向性

○利用状況やニーズを踏まえ、ニーズが充足される確保の内容を維持していきます。また、会員数増加に向け、事業周知に努めます。

(11) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

実績の推移

単位：人・回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診対象者数(妊娠届出数)	660	615	584	569
延べ受診回数	8,437	8,090	7,173	7,082

量の見込みと確保の内容

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	7,382	7,285	7,175	7,102	7,041
確保の内容 ②	7,382	7,285	7,175	7,102	7,041
過不足(②—①)	0	0	0	0	0

今後の方向性

○子育て世帯を取り巻く環境が変化しており、早期から子育てに対する準備を支援する必要があるため、妊娠初期にあたる妊娠届出時に健診の重要性や助成制度について、より一層の周知を図るとともに、全ての妊婦が受診できる提供体制を維持していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等及び幼稚園（未移行）における食材費（副食費）を助成する事業です。

実績の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	94	100	84	80
教育・保育の利用に必要な日用品等購入費用	4	10	7	6
副食費の助成	90	90	77	74

量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	77	77	77	77	77
教育・保育の利用に必要な日用品等購入費用	7	7	7	7	7
副食費の助成	70	70	70	70	70
確保の内容	助成を実施				

今後の方向性

○引き続き、対象者への助成を実施していきます。

(13) 多様な主体が制度に参入することを促進するための事業

① 認定こども園特別支援教育・保育事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

実績の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	5	7	4	13

量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	8	8	8	8	8
確保の内容	職員の加配に必要な費用の補助を実施				

今後の方向性

- 私立認定こども園において、健康面・発達面で特別な支援が必要な子どもを受け入れるための職員の加配に必要な費用の補助を実施していきます。

② 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団生活を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図る事業です。

実績の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	0	1	0	0

量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	助成を実施				

今後の方向性

○引き続き、対象者への助成を実施していきます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	120	118	116	114	113
確保の内容 ②	120	118	116	114	113
過不足(②―①)	0	0	0	0	0

今後の方向性

- 家事や子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭など、家事支援が必要と判断した家庭を支援します。

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

今後の方向性

- 令和4年児童福祉法改正により創設され、令和6年度から施行された事業です。現在、本市では実施していませんが、本市の状況を踏まえて、事業の実施について検討します。

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

今後の方向性

○令和4年児童福祉法改正により創設され、令和6年度から施行された事業です。現在、本市では実施していませんが、本市の状況を踏まえて、事業の実施について検討します。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して面談などを行い、心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談等の伴走型支援を行う事業です。妊婦のための支援給付と組み合わせで効果的に行います。

実績の推移

単位：人・回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊娠届出数	660	615	584	569
1組あたりの面談回数	—	—	3	3
延べ面談実施回数	—	—	1,752	1,707

量の見込みと確保の内容

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	1,714	1,691	1,666	1,649	1,635
確保の内容 ②	1,714	1,691	1,666	1,649	1,635
こども家庭センター	1,635	1,613	1,589	1,573	1,559
上記以外（業務委託）	79	78	77	76	76
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

今後の方向性

- 妊娠届出をした妊婦・その配偶者等に対して、少なくとも3回以上の面談等を行い、心身の状況や置かれている環境等の把握とともに、母子保健や子育てに関する情報提供、相談等の伴走型支援を行っていきます。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等の施設において、保育所等に入所していない満3歳未満の乳幼児に適切な遊びや生活の場を与えるとともに、乳幼児やその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談、子育てについての情報の提供、助言等の援助を行う事業です。

今後の方向性

- 令和6年子ども・子育て支援法改正により、現行の教育・保育給付に加え、保育所などに通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもを対象とした、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位などで柔軟な利用が可能な「乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）」が新たに創設され、令和8年度から給付化（令和7年度に限り地域子ども・子育て支援事業として位置づけ）されます。
- 本市では、令和8年度からの本格実施に向け調整中のため、今回は、見込量の設定は行いませんが、国からの実施詳細が提示され次第、設定することとします。
- 実施にあたっては、子どもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を設けること、孤立感や不安感を抱える保護者の負担感を軽減することを目的とし、制度の周知や体制の整備に努めます。

(19) 産後ケア事業

産後間もない母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

実績の推移

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	20	33	5	35

量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	88	87	86	85	84
確保の内容 ②	88	87	86	85	84
過不足(②－①)	0	0	0	0	0

今後の方向性

○必要な時期に、産後の心身のケアや育児のサポートを受けられるよう事業の充実に努めます。

5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

- ▶認定こども園が幼稚園及び保育所（園）の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であることを周知します。
- ▶幼稚園及び認可保育所（園）から認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を行います。
- ▶認定こども園、幼稚園及び認可保育所（園）の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び認可保育所（園）と小学校等との連携を推進します。
- ▶認定こども園、幼稚園及び認可保育所（園）は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設である一方で、家庭的保育事業や小規模保育事業などの地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳未満児の保育を地域に根差した身近な場で提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、必要とされている教育・保育の量の確保と質の充実につながることから、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携により、切れ目なく適切に保育が受けられるよう推進します。
- ▶保育者の人材確保対策の充実など、教育・保育の質の担保・向上を図るとともに、国等の動向を踏まえ、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等の体制整備に努めます。
- ▶国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行います。

6 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

幼児教育・保育の無償化に伴う「子育てのための施設等利用給付」の認定については、市に対し申請することで、利用料の全部又は一部を受け取ることができます。

制度の円滑な実施のため、施設等利用給付費のしくみや手続の方法等について分かりやすく周知するとともに、市役所等の相談機会や幼稚園等の現場において、保護者への情報提供を徹底します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使については、必要に応じて愛知県に施設の運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令等に基づく是正指導等の協力を要請するなど、愛知県と連携を図ります。



第6章

計画の推進に向けて



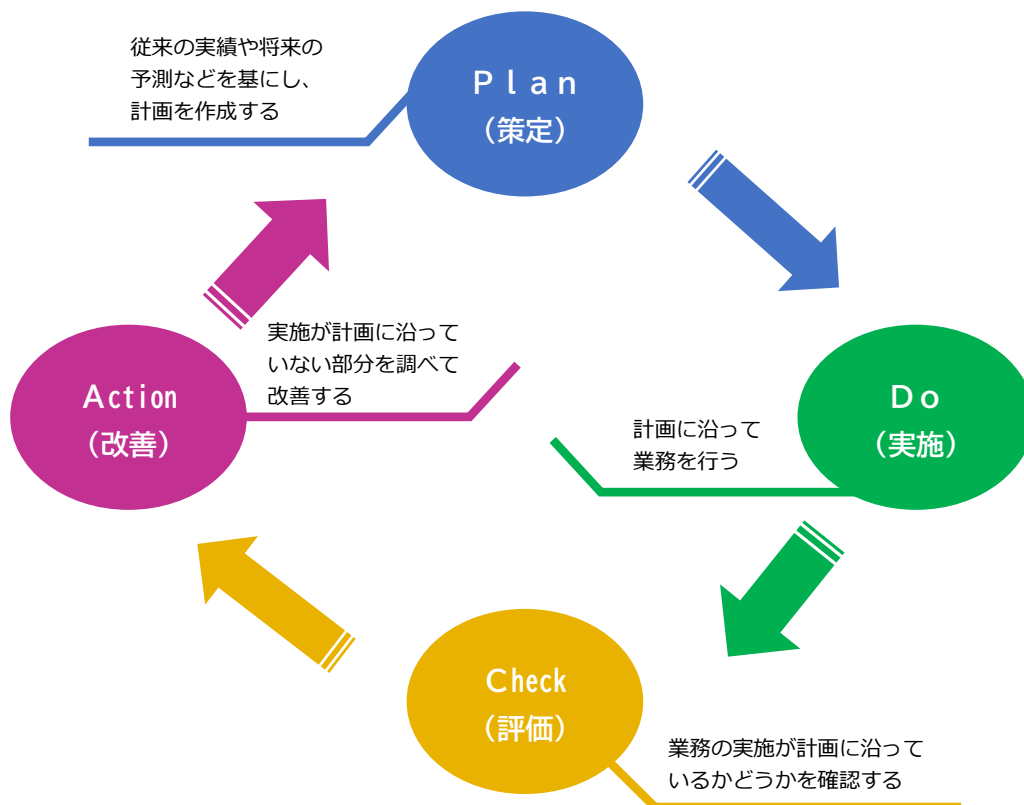
第6章 計画の推進に向けて

1 計画の進捗管理

本計画に基づく取組の実施にあたっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取組の充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「あま市子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検・評価し、これに基づいて、実施に向けて検討及び取組を進めます。

PDCAサイクルのイメージ



2 計画の推進

本計画を推進していくためには、行政のみならず、保育園、認定こども園、幼稚園、学校などの子どもに関わる機関、企業、市民との連携・協力が不可欠となっています。

そのため、地域全体が子育て支援の担い手として関わるができるよう、周知・啓発を行い、連携を図ります。



參考資料



参考資料

1 あま市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、あま市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子ども・子育て支援事業関係者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 事業主
- (5) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ

ろによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 子ども・子育て会議は、審議のために必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 8 条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第 9 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども健康部子ども福祉課において処理する。

(その他)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後、最初に委嘱又は任命する委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (令和 4 年条例第 18 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年条例第 13 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 策定経過

開催日時	検討内容
令和5年11月1日	令和5年度第1回あま市子ども・子育て会議 ▶子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査について
令和5年11月～12月	あま市子育てに関するアンケート調査実施 ・就学前児童の保護者 配布1,500通 回収数755通（うち、WEB回答317） 回収率50.3% ・小学生の保護者 配布1,500通 回収数781通（うち、WEB回答332） 回収率52.1%
令和6年3月6日	令和5年度第2回あま市子ども・子育て会議 ▶第3期子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査結果について ▶第2期子ども・子育て支援事業計画の変更について
令和6年9月27日	令和6年度第1回あま市子ども・子育て会議 ▶第2期あま市子ども・子育て支援事業計画の評価について ▶第3期あま市子ども・子育て支援事業計画【骨子案】について
書面会議	令和6年度第2回あま市子ども・子育て会議 ▶第3期あま市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和6年12月10日 ～令和7年1月8日	第3期あま市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対するパブリックコメント実施
令和7年2月17日	令和6年度第3回あま市子ども・子育て会議 ▶第2期あま市子ども・子育て支援事業計画の一部変更について ▶第3期あま市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対するパブリックコメントの結果について ▶第3期あま市子ども・子育て支援事業計画（案）について

3 あま市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略・順不同)

構成委員	職名等	氏 名	備 考
学識経験者	社会福祉協議会長	服 部 章 平	
子ども・子育て 支援事業関係者	民生委員児童委員協議会長	井村 なを子	
	青少年健全育成推進協議会長	川 口 太 司	
	NPO法人ママ・ぷらす代表	川 原 史 子	
	主任児童委員	小串 由里子	
	子ども会連絡協議会長	小 林 直 也	
	民間保育園連盟会長	吉 田 龍 宏	
	校長会長	横井 三千代	令和5年度まで
		田 中 裕 美	令和6年度から
	私立幼稚園代表	林 弘 樹	
	教育委員会委員	吉 川 孝 子	
子どもの保護者	小中学校PTA連絡協議会長	中 村 伸 二	令和5年度まで
		野 田 充 彦	令和6年度から
	保育園保護者代表	浜辺 由加里	令和5年度まで
		林 典 子	令和6年度から
	幼稚園保護者代表	松 本 志 歩	
事業主	商工会青年部長	青海川 祐城	令和5年度まで
		船 越 夏 樹	令和6年度から
市職員	子ども健康部長	樋 口 誠 史	令和5年度まで
		吉 川 史 高	令和6年度から
	公立保育園代表	山 本 正 子	

第3期あま市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発 行：愛知県あま市子ども健康部子ども福祉課
〒497-8602
愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地
TEL：052-444-3173
